

令和4年第5回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和4年12月9日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和4年12月13日(火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(17名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 二見伸吾君 |
| 1番  | 川上翔一郎君 | 2番  | 宮本彰君  |
| 3番  | 西山優君   | 4番  | 狩野雄二君 |
| 5番  | 坂田栄一君  | 6番  | 田中伸武君 |
| 7番  | 山口晃司君  | 11番 | 寺尾光司君 |
| 12番 | 力山彰君   | 13番 | 三宅健治君 |
| 14番 | 齋藤昇君   | 15番 | 益田芳子君 |
| 16番 | 橋井肇君   | 17番 | 児玉利典君 |
| 18番 | 木田圭司君  |     |       |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(1名)

10番 西友幸君

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 議員提出第6号議案 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を  
求める意見書

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|----|---|-------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 齋藤哲也君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 森 本 雅 生 君 |
| 建 設 部 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 建設部次長兼職都市整備課長 | 磯 亀 智 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 金 本 智 巳 君 |
| 高 齢 介 護 課 長 | 伴 谷 文 乃 君 |
| 環 境 課 長 | 砂 崎 勇 介 君 |
| 区 画 整 理 課 長 | 岡 村 紀 行 君 |
| 維 持 管 理 課 長 | 谷 口 洋 二 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和4年第5回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の会議の日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、18番木田議員、1番川上議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は、昨日に引き続き、厚生関係の質問から行います。

厚生関係第5項、環境施策の方向性について、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。17番児玉でございます。早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。

私のほうからは環境施策の方向性について質問させていただきます。

質問趣旨でございますが、町では平成28年（2016年）3月に令和8年3月31日までの10年間を計画期間とした第2次環境基本計画を策定し、低炭素、自然との共生、資源循環、協働の4つの基本理念の下、総合的な環境対策の推進に取り組まれています。計画を策定した平成28年以降、環境に関する状況は大きく変化し、国際的には平成27年にパリ協定の合意、SDGsの採択、国内では平成30年の第5次環境基本計画の閣議決定や令和2年には2050年カーボンニュートラルの宣言が行われました。こうした背景の中、町においても環境施策を大きく加速させ、地球環境に対する取組を強化すべき時期が既に来ています。

そこで、私からは今回、環境施策の方向性ということで、少し大きな視点での質問をさせていただきますと思います。

町の令和4年の環境基本計画をはじめとした環境に関する計画の中間見直しに取り組まれていると伺っていますが、環境に関する世界的動向は近年大きく変化し、特にカーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速しており、100年に一度と言われる大きな転換期に来ております。令和4年第1回定例会においてもゼロカーボンシティへの取組について一般質問させていただいたところですが、計画見直しに当たり、次の2点について質問させていただきたいと思います。

1、環境基本計画はどういった視点で見直しをされているのか。

2、カーボンニュートラルに向けて、住民、事業者との連携はどうなっているのか。

以上、2点についてよろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） おはようございます。町民生活部長です。

17番児玉議員からの一般質問、環境施策の方向性についてに答弁いたします。

近年、環境に関する世界的動向は大きく進展し、地方自治体においても環境施策の取組強化が求められているところです。

町の第2次環境基本計画策定以降、議員御指摘のとおり、パリ協定の合意のほか、国の2050年カーボンニュートラル宣言といった環境に関する大きな動きがありました。このほかにも、食品ロス問題に対し、食品ロスの削減の推進に関する法律、海洋プラスチックごみ問題に対し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行といった法整備などが行われているところです。

また、広島県においても2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言など、環境に対して様々な動きが大きく進展しているところです。

こうした中、町では今年度、第2次環境基本計画、ごみ処理基本計画の改定、第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定作業を行っているところです。

それでは、御質問の1つ目、環境基本計画はどういった視点で見直しをされているかについてお答えします。

環境基本計画は、当町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画を環境面から具体化するための環境施策全般の方向性を示す環境分野のマスタープラン的な位置づけとしており、環境施策・事業の実施に当たり指針として役割を担う計画です。

改定を行う第2次環境基本計画は、計画期間が平成28年度から令和7年度までの10か年で、今回、見直しとして、令和5年から令和7年度までの3年間の計画期間に取り組むべき事項を整理することとしております。この計画期間は、府中町第4次総合計画の計画期間との整合性を図っております。

計画改定に当たっては、基本的な考え方である環境づくりの目標像、「ひと・まち・自然が共に生き、心豊かにくらすまち、あきふちゅう」は踏襲し、身近な地域環境から地球規模の環境までの分野ごとに6つの基本方針を設定し、取組を進めていくこととして、作業を進めております。

また、近年の地球環境をめぐる社会情勢の大きな変化、特に、国内外において脱炭素化社会の実現に向けた動きの加速化、資源循環による環境負荷の低減、また、SDGsの採択にもありますように、持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくための社会的な要請に対応できる方向性としております。

改定作業の進捗としては、環境審議会を1回開催し、計画改定の諮問を行いました。

今後、審議会による審議を重ね、改定原案が出来上がりましたら、厚生委員会に御報告、パブリックコメントの手続きを行い、改定作業が完了する予定としております。

次に御質問の2つ目、カーボンニュートラルに向けて、住民、事業者との連携はについてお答えします。

環境基本計画の改定に当たっては、案の段階ではありますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国、県と連携、町民・事業者と一体となり、温室効果ガスの削減に向けた取組の一層の推進、また、多様な主体が連携・協働しながら地域一体となって環境まちづくりを推進するよう、基本方針として低炭素型社会の推進、地域協働による環境づくりの推進を掲げる予定としております。

具体的な取組については、現在検討中ですが、住民・事業者の皆様には日常生活や事業活動における省エネルギー行動の定着、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入といった取組実践、また、町としても公共団体としての社会的責任を果たすべく、温室効果ガス削減に向けた取組を率先して実行することを計画に示していきたいと考えております。

カーボンニュートラルに向けた取組については、住民・事業者と共に実践していきたいと考えており、住民・事業者のニーズに応じた環境情報の共有をはじめ、活動の連携について、町内事業者や環境団体を中心に連携しながら進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 御答弁どうもありがとうございました。その説明の中にもあったようにですね、非常に幅の広い、カーボンニュートラルにしても何にしてもそうですけども、今回世界的な情勢大きく変わってきて、パリ協定であるとか、あとSDGs、こういったところも入れていかなきゃいけないというところで、現在もですね、改定作業中ということで環境計画の見直しについては、なかなか答弁も難しかったんじゃないかなというふうに理解しております。

環境に関する国際情勢を見通しですね、国際的責任を果たせるよう、環境施策には地方自治体もしっかり取り組む必要があると考えております。今回の環境基本計画の改定は、令和7年までの計画ということで3年間しかありません。大きな事業展開も

難しいのではないかと思いますけども、令和8年度次期府中町総合計画、あるいは次期環境計画の改定時期も近づいておりますし、こういうのは期間も長いので、人も代わったり、環境も変わったりすることもあると思いますので、しっかりと、バトンをつなげるように、環境部門だけではなく庁舎全体です、環境分野に重きを置いて取組を進めていただきたいと思います。

また、カーボンニュートラルに向けての取組についても、改定作業中ということでございました。具体的な内容については現在答弁は難しいのかなというふうには思いますけども、これも前回ゼロカーボンシティのときにもお話ししましたように、カーボンニュートラルというのはですね、行政だけでできるものじゃないんです。これ皆さん御認識あると思います。一人一人がですね、そういう知識を持って、あるいはやる気を持って取り組まないと目標達成はできないというふうに私も考えております。住民、事業者と協力、協働が必要不可欠であるというふうに思います。

2050年の、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするということが今回の目標でありますけども、当面は中間目標として設定されている2030年度の温室効果ガス排出量を2013年比で46%に削減するということに取り組んで、どう取り組んでいるのか。あと8年しかない中でどういった事業展開をしていくのか非常に大きな課題があると思います。

そこで2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%に削減するために町としてどういったロードマップを描いているのか、どこに重点を置き、どういうふうに取り組んでいくのか、この辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。17番児玉議員からの2回目の御質問について答弁いたします。

2050年に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標に当たり、まず2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減という中間目標に向けた取組が必要となっております。統計的な数字ではございますが、当町の温室効果ガスの排出量は令和元年度の数値で2013年度比約5%の削減にとどまっております。温室効果ガスのうち、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は約6%

が家庭から、約10%が業務部門から、約80%が産業部門からとなっております。こうした数値を基にまずはそれぞれの部門ごとに目標を持って取り組む努力が必要であると考えております。

家庭業務部門につきましては、引き続き省エネルギー行動の定着、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入といった取組を実践、こちらをお願いしていくほか、環境学習、環境活動の取組を活性化できる仕掛けづくりにより、地域一体で機運を高め、低炭素社会の実現に向けた実践行動に結びつけていきたいと考えております。

産業部門につきましては、既に取り組まれている事業者も多いとは思いますが、そうした状況を町が把握ができていない、こういった現状がございます。町としましては産業部門に対し、新たな展開が必要ではないかと考えております。そのため、今回環境審議会、こちらのほうに低炭素技術、製品などに精通した民間事業者の代表といたしまして、マツダ株式会社、イオンモール株式会社からそれぞれ1名委員に参画していただいたところでございます。今後審議会の場面のみならず、様々な事業者、機会、こちらを通じて連携協力、情報共有を図り、共にカーボンニュートラルの目標達成に向け取り組んでいきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 御答弁ありがとうございました。今の説明でいうとですね、産業部門が約80%CO₂の排出をしていると、家庭で6%というのがあります。今日はですね、これ中継を通して、産業部門の方もこの質問を聞いてくれてますし、傍聴にも何名か来られていますので、非常に興味深いところじゃないかなというふうに思っております。

御承知のとおりですね、環境施策というのは多岐にわたります。先ほども話にありましたが、食品ロスもあれば、CO₂の削減、それから資源の循環、こういったところ、そういう意味では、非常にこの基本となる環境基本計画、非常に難しいところもあると思います。そうはいえ、徐々に前進しているということはですね、今回理解できたのかなというふうに思っています。

町の最上位計画である第5次総合計画が令和8年度から実施されます。あと4年しかありません。環境施策に関する個別の計画は少なくとも令和6年ないし7年にはほ

ば完成しているイメージを持つとですね、もっともっとスピードアップしていかなきゃならない、そういう必要性があるというふうに考えます。確かに近年環境の関心は高まり、またこれまでにないスピードで変化している。そして多くの指標が打ち出される中、多くの課題を乗り越える必要があるというふうに考えます。大変だとは思いますが、こういうことはですね、計画ができてからでは遅い、逆に言えば今しかやる時はないというふうに私は思います。早い時期に、近隣市町、そして企業などの連携を取り、ベクトルを合わせてですね、ぶれない計画、継続可能な計画にさせていただくことを要望いたします。また、目標達成に当たっては、町全体、個々の意識改革は必要不可欠で、環境に対する関心が高いときこそ食品ロス、ごみの分別、節電等に対する考え方等はですね、事あるごとに町内に展開していただき、さらなる意識改革に向けた啓発をされますことを強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第5項、環境施策の方向性について、17番児玉議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、介護保険と老いの住まい、8番二見議員の質問を行います。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） おはようございます。介護保険と老いの住まいについて質問いたします。

2000年に介護保険が始まったとき、大きな期待が寄せられていたと思います。老後の不安がなくなって、この家で元気に生きていかれそう、これでもし介護になっても嫁さんに気兼ねしなくてもいいのですね。私の存在が誰かの束縛になるのは耐えられませんもん。あのつらさだけは家族に味わわせられませんよ。だから介護保険の自立支援のスローガンに心を揺さぶられたんです。誰もが使える制度にしていこうって。介護保険が始まったとき、目の前の幕がぱっと開いたような感じでしたねと。介護の世が明けたって明るい希望がありました。あの頃家族介護や老老介護の大変さをさんざん見てきました。家族だから、嫁だからと言われて、介護する人もされる人も悲惨でした。どこの家にも年寄りがいる。でも長生きが喜べない。苦労の種だという話がたくさんありましたよ。これまで家族に頼ってきた介護を社会全体で支える介護の社会化に転換し、家族を介護地獄から解放する、介護保険が始まって20年以上た

ちますが、現実はこの理想から程遠い。介護保険法はこれまで6回改定され、介護保険制度、介護報酬改定は3年ごとに見直し改定されてきました。そのために利用者負担は増え、使えるサービスは減っています。次の改定は2024年ですが、厚労省はサービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、介護老人保健施設、老健の多床室の室料有料化などを検討事項として掲げ、第9期介護保険事業計画期間に実施することを狙っています。これらの検討事項が現実のものとなれば、使えるサービスはさらに限定され、保険料も利用料も増えていくことになるでしょう。介護サービスは介護給付と予防給付に大別され、介護給付の中に居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスがあります。それぞれ様々な問題を抱えていますが、今回は施設サービスを中心に高齢者の住まいについて伺いたいと思います。

厚労省の資料によりますと、高齢者の入居する施設には介護保険の使える介護老人福祉施設、特別養護老人ホームと一般的には言われておりますが、それと介護老人保健施設、介護療養型医療施設と介護サービスは別建てのサービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホームがあります。自宅を含めて9つの選択肢があるわけです。

介護保険が利用できる3施設ですが、まず介護老人福祉施設についてです。一般的には特別養護老人ホーム、特養と呼びますが、介護が必要な高齢者のための生活施設です。特養は他の入所系サービスに比べて費用負担が軽く、希望者が多い。平成31年度の調査で特養の待機者は全国で29万2,000人、広島県は9,388人です。平成26年に介護保険法改正で入居基準を要介護3以上に限定しました。それでもこれだけの待機者がいる。要介護1・2の高齢者の多くが門前払い、やむを得ない事情によって特養以外での生活が著しく困難な場合に限って特例入居の対象になっていますが、そういう高齢者も3万4,000人待機しております。

府中町内には、特養は定員30人以上で居住地域に制限がない広域型が特別養護老人ホームチェリーゴード、定員84人、特別養護老人ホーム府中福寿苑、定員48人の2施設。定員29名以下で府中町の住民であることが利用条件となっている地域密着型が特別養護老人ホーム府中みどり園、定員29人、地域密着型特別養護老人ホームチェリーゴード定員29人の2施設。定員の合計は190人です。

次に、介護老人保健施設、老健ですが、介護を必要とする高齢者にリハビリ等を提

供し、住宅復帰を目指す施設で、在所期間は原則として3か月とされています。しかし、実際の平均在所期間は1年ほどです。12%は在所中に死亡、36.6%は医療機関に、12%は特養など他の施設へ行き、居宅に戻るのは全体の3分の1にすぎません。独り暮らし、要介護度が高い、認知症があって日常生活自立度が重度の人、健康な人がふだん日常生活で食べているような食事が取れないといった退所見込みのない入居者もいます。また、居宅復帰を続けることも容易ではなく、再び老健に入所したり医療機関に入院する人も少なくありません。在宅復帰を目指すとはいうものの、実際には復帰できない高齢者を抱えざるを得ないという状況であります。府中町内に介護老人保健施設はチェリーゴード、定員72人、1施設です。

介護療養型医療施設は医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設であります。施設サービスの中で最も充実した医療的ケアと介護を受けることができ、退所を迫られることもありません。しかし厚労省は平成18年にこの介護療養型医療施設の廃止を決めました。入院患者はがん末期で食事ができない、点滴などの医療行為を常時必要とする重度の方が当然多い。医療と介護両方を必要とする高齢者が増えていくのになぜ廃止をしてしまったのか、納得のいく説明はありません。手厚い医療と看護にはお金がかかり、それを減らしたいというのが本音なのでしょう。当初平成23年度までに介護療養型医療施設を廃止する予定でした。しかし、老健などへの転換が思うように進まず、期限を2度延長し、令和5年度末には完全廃止、ゼロにする計画であります。府中町に介護療養型医療施設はありません。

介護保険が直接対象にしない高齢者向けの住まい、施設についても触れておきたいと思います。まず養護老人ホームですが、65歳以上で生活環境及び経済的理由により養護を受けることが困難な人のための施設であります。特別養護老人ホームとは違い、介護は提供されません。入居者の社会復帰を目指す施設で、長期間の入所はできず、ついの住みかとはなりません。ホームレスや独り暮らしの高齢者が年々増えているにもかかわらず、全国的に施設数も定員も少なく、入所要件を満たしていても入所できないという問題があります。町内の養護老人ホームはチェリーゴード、定員50人、1施設です。

次に、軽費老人ホームですが、60歳以上で身寄りがなく、あるいは家族からの援助が困難で自立した生活が不安な人が利用できる施設であります。食事つきのA型、食事なしのB型、食事介護つきのC型があります。このC型はケアハウスというふう

に一般的に呼ばれています。月額利用料はA型が6万から17万円程度、これは利用者の収入によって額は違います。B型が3から4万円程度。C型のケアハウスが9万から17万程度、これも利用者の収入によって変わります。ケアハウスは有料老人ホームに比べて利用料が安いのが特徴ですが、入居一時金があり、その額は全国平均で37万4,000円となっています。軽費とはいっても5万円程度の国民年金だけでは入居できず、厚生年金の平均受給額14万6,162円でも月額利用料が賄えるかどうかというのが現実であります。また、外部の介護保険サービスが利用できますが、一部例外を除き介護度が高くなったら退去しなければなりません。全国で軽費老人ホームA型は190施設、B型が13施設、C型のケアハウスが2,035施設です。平成20年からA型B型の新設は認められなくなり、廃止あるいはC型への、ケアハウスへの転換が求められます。A型B型はこれから消滅に向かい、ケアハウスはこの5年間ではほとんど増えていないというのが現実です。町内の軽費老人ホーム、チェリーゴード、定員30名、1施設であります。

第3に有料老人ホームですが、高齢者のための住居で、1、入浴、排せつまたは食事の介護、2、食事の提供、3、洗濯、掃除等の家事、4、健康管理、このいずれかをする事業を行う施設で、一般的に65歳以上の高齢者が入居できます。費用は老人ホームごとに違いますが、インターネットで検索しましたところ、相場として出ていたものを紹介します。介護付有料老人ホーム、入居一時金なし、保証料50万円、月額利用料、家賃11万5,000円、食費6万4,800円、水道光熱費1万7,486円、管理費5万6,831円、合計25万4,117円、これに介護度に応じた介護保険料、介護利用料が必要になります。

住居型有料老人ホーム、入居時費用6万5,000円、月額利用料、家賃3万3,000円、食費4万5,000円、水道光熱費なし、管理費2万円、合計9万8,000円、これに介護度に応じた介護利用料が必要です。

健康型有料老人ホームについては、入居一時金は、なし、ゼロから数千万円、月額利用料10万円から40万円と大変幅のあるものになっています。有料老人ホームは介護が必要な場合には介護保険を使うわけですが、それ以外の部分は一般住居と同じように私費で賄うと、いわゆる自助の施設であります。町内の有料老人ホームは住宅型がアヴィラージュ広島府中、定員41人、介護つきがチェリーゴード、定員48名とそれぞれ1施設であります。

第4にサービス付高齢者向け住宅、サ高住というふうに略称されておりますけれども、住宅とは、自宅とほぼ変わらない自由度の高い暮らしを送りながら、スタッフによる安否確認と生活相談のサービスを受けることができる賃貸住宅であります。サ高住は平成23年高齢者の居住の安定確保に関する法律、高齢者住まい法の改正によりつくられました。バリアフリー構造等を有し、介護医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供するサービス付高齢者向け住宅として登録される住宅の整備事業を公募し、予算の範囲内において国が事業の実施、事業実施する費用の一部を補助し支援するものですが、特養などと違い、入居者に対する支援はありません。国や自治体ではなく、民間事業者が高齢者住宅をつくらせ、入居に必要な費用は本人と家族に負担をさせる、老後の住まいは公助でなく自助でということなのでしょう。サ高住の費用相場は入居一時金が平均値で43万3,000円、中央値が10万5,000円、月額利用料が平均で16万円、中央値で14万7,000円です。厚生年金の受給額は男性で15万から20万未満の人が41.5%で最も多く、女性は10万から15万円未満の人が41.8%で最も多い、厚生年金だけでは月額利用料すら払えないでしょう。このサ高住は平成23年から登録が始まりましたが、今年10月時点での登録戸数25万352戸、利用者数は23万4,971人です。政府の後押しを受け、急速にその数を増やしています。町内のサービス付高齢者向け住宅はカープヒルズ広島府中、定員48人、府中福寿苑、定員10人の2施設です。

第5に認知症高齢者グループホームですが、認知症高齢者のための共同生活施設です。65歳以上の高齢者で、医師から認知症の診断書が発行され、かつ要支援2及び要介護1～5の認定を受けている人が入居できます。入居一時金が10万から20万円程度、住居費、管理費、共益費、食費、光熱費などの日常生活費が10万から15万円程度、それに介護度に応じた介護サービス費が必要です。グループホームも決して安くありません。町内のグループホームはグループホームふれあい大須、定員27人、グループホームチェリーゴード、定員18人、グループホームふれあい青崎東、定員18人、グループホーム府中みどり園、定員18人の4施設となっています。

以上が高齢者が入居できる施設のあらましであります。

施設入居が必要になった場合、その目的と入居条件に合った施設があるのか、入れるのかが心配なところであります。

日本は2010年に65歳以上の割合が人口の23%を超え、超高齢化社会に入っ

たと言われています。65歳以上人口は全国では2015年26.6%、府中町は23.1%でした。それが2040年には全国35.3%、府中町は29.8%となります。全国的には17%増え、府中町は26%増えるという推計であります。府中町は2015年の段階でも2040年の推計でも高齢者比率は全国に比べて低い、しかし伸び率は高く、それだけ府中町の高齢化の状況は変化が激しいということでもあります。また、全国的な傾向ですが、高齢者人口の中でもより年齢が高い層が増えています。2015年と2040年の比較で70歳以上が25%増え、75歳以上が37%増え、80歳以上が58%増えると。年齢が上がるにつれて、介護が必要な人の割合が高くなります。65歳以上の要介護認定率は18.6%ですが、75歳以上は32.1%、85歳以上は60.6%です。

認知症を患う高齢者も増えています。認知症は特定の病名ではなく、何らかの病気や障害によって脳の働きが悪くなり、物忘れや日常生活、仕事に支障を来すようになった状態のことをいいます。認知症になると感情のコントロールがしづらくなり、怒りや衝動を抑えられない。やる気が起きず、当たり前に行っていた習慣すら面倒くさくなる。できないことが増え、自信を失い、気分が落ち込み、鬱状態になる。お金への執着が強くなり、家族が財産を狙っているといった妄想が生じる。今いる場所が分からなくなる不安などから外出して目的なく徘徊する。周囲の人に見えていないものが見えたり、聞こえない音が聞こえたりするといった症状が出ます。

平成26年NHKスペシャル、“認知症800万人”時代 行方不明者1万人～知られざる徘徊の実態～という番組が放映され、大きな反響を呼びました。町内でも時々行方不明者の捜索を呼びかける防災行政無線があります。放映時には認知症によって行方不明者になった人が1万人、そのうち死亡が確認された人は351人、行方不明のまま発見されない人が208人でした。令和3年現在、認知症による行方不明者は1万7,636人、行方不明者全体の2割以上となっています。過去5年間死亡で発見された認知症不明者は500人前後です。介護する者にとって介護そのものが負担ですが、特に認知症の介護の場合は精神的負担が大きく、介護者が鬱をはじめとする精神疾患にかかりやすい傾向があると言われています。現在600万人と言われている65歳以上の認知症患者は、2025年には約700万人、2040年には約950万人になるだろうと推計されています。

家族、親族、同居人などによる高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判明件数について

ての厚労省調査があります。相談・通報件数は平成22年が2万5,315件でしたが、令和2年には3万5,774件と1万件増えています。そのうち、虐待だと判明した件数は平成22年が1万6,668件でしたが、令和2年には1万7,281件と約600件、若干の増加となっています。広島県はどうかといいますと、相談通報件数では平成22年が729件でしたが、令和元年は845件、令和2年はちょっと下がって789件です。虐待だと判明した件数は平成22年が436件でしたが、令和元年には429件、令和2年は371件。令和2年の県内の虐待を受けた人、378人の状況ですが、女性が75%、75歳以上の方が全体の76%、要介護認定を受けている人が61%で、そのうちの94%が認知症でした。介護者が被介護者を殺人、心中する介護殺人が日本各地で後を絶ちません。警察庁が統計を取り始めた平成19年は31件、最新の令和3年は37件、15年間の累計は645件であり、年平均43件になります。

介護殺人の事例を今年の新聞記事から紹介したいと思います。

夫80歳が妻81歳を刺殺。妻は平成26年に目の手術を受けて左目を失明してから精神的に不安定になり、体の痛みを訴え、事件の約1週間前から痛みが悪化、夫は妻の介護に耐えられず、心中しようと思い、令和3年5月18日夜、路上に止めた乗用車内で首や腹などを包丁で複数回刺し、殺害した。

息子54歳が母87歳を刺殺。盲腸がんを患った母親は平成30年冬頃から体調が悪化。足腰が弱り、起きられなくなった。介護していた息子は母親に頼まれ、令和3年1月28日胸をはさみで刺して殺害。

息子59歳が母92歳を絞殺。令和4年8月28日、母の首をひものようなもので締めて殺害。母親は約8年前から脳梗塞などで介護が必要な状態になり、令和元年頃には寝たきりになっていたという。容疑者、息子ですけども、容疑者と2人暮らしで容疑者が介護していた。経済的に苦しく、衰弱していく母を見るのがつらかったと容疑を認めている。容疑者は事件後に自室で大量の睡眠薬を服用して自殺を図ったが、翌日訪問介護に訪れた医師によって意識不明の状態で見つされた。

夫81歳が妻85歳を絞殺。自殺で長年介護してきた85歳の妻を同意の上で殺害。寝たきり状態の妻から再三殺してと懇願された末、手にかけて。妻が転倒して気を失った際に、殺害を決意。2枚のタオルで首を絞め、失敗したらもっと悲惨になると考えて15分間以上力を入れ続け、窒息死させたという。妻は2012年要介護1と認

定され、被告や娘、ヘルパーの支援を受けていた。22年5月昼食中に嘔吐して意識を失い、救急搬送されて入院。病院で、自宅で死にたい、かなわないなら窓から飛び降りて死ぬと訴え、6月に退院したが、寝たきり状態で要介護5となっていた。妻は全身に痛みがあり、退院の2週間後には首を絞めて殺してと何度も口にするように、被告は当初困惑ぎみだったが、次第に切実な思いを感じて手伝ってあげようと思ったという。

夫81歳が妻79歳を海に突き落とす。港の岸壁で歩けない妻を車椅子ごと海に突き落とす。約40年間にわたって介護をしてきた妻の体が不自由になっていき、ふびんになったと供述。脳梗塞を患い、歩けなくなった妻と夫は2人暮らしだった。介護に疲れたと供述。最近妻の体調が悪化し、施設に入所させるのはかわいそうだったとも説明した。長年の介護で思い詰めていたと見られる。

最後に、令和元年に起きた、1人の高齢者が3人の高齢者を世話する老老老老介護の末に殺人に至った事件を紹介します。妻72歳が夫70歳、義母95歳、義父93歳を絞殺、被告は義父母を殺害する際、ごめんなさい、私もすぐ行くと告げてタオルで首を絞めた。夫には一緒に死のうと言って同じように首を絞めた。夫を殺害した動機は、被告が先に死ねば夫の介助の負担は子どもたちが負うのを気にかけてからだ。親族らに謝罪のメモを残し、自殺を図ったが、死に切れなかった。被告は3人を殺害後、遺体に成仏してほしいと数珠や浴衣を身につけさせて、その後包丁を手に取り、睡眠薬で痛みを和らげながら自分の腹や手を刺したという。

このように何とも痛ましい事件が毎年何十件も起きています。どれ一つとっても家族に介護の負担がなければ起きなかったはずです。また、これらの凄惨な事件の背後にはその何倍、何十倍という介護自殺、介護殺人予備軍ともいべき家族がいる。介護に疲れ、心を病みながらもぎりぎりのところで踏みとどまっているのだと思います。介護殺人のない国にしなければなりません。その人に適した施設が仮にあったとしても、ではそこに入居できるのか、入居一時金や利用料を負担する能力があるのかという問題もあります。国税庁民間給与実態統計調査によりますと、世帯主が65歳以上の世帯で貯蓄現在高が2,500万円以上の世帯が約3分の1を占めています。この人たちは老後に2,000万円以上必要という水準をクリアしているわけです。その一方で、貯蓄残高500万円未満が21.2%、うち300万円未満14.8%です。持っている人は持っているけれども、ない人はない。貯蓄ゼロ世帯は60代で19%、

50代で23.2%、40代で24.8%と若い世代になるほど増えています。

今まで紹介してきましたように、ある程度の額の年金と貯蓄がなければ、施設への入居は難しいというのが現実であります。2021年給与所得者の平均年収は443万円で、正社員が508万円、正社員以外が198万円、男性が545万円、女性が302万円、賃金と給料と厚生年金は連動しておりますので、給料が少なければ厚生年金も少ない。貯蓄をする余裕もないということであります。年収200万円以下のワーキングプアは21.4%、300万円以下が36.2%で、この構成比はこの5年間ほとんど変わっておりません。未婚率も上昇しております。1985年まで50歳のときの未婚率は男女とも4%前後だったのですが、1990年頃から急速に増えています。ここ5年間でも50歳時の未婚率は2015年男性23.4%、女性14.1%だったのが、2020年には男性28.3%、女性17.8%とそれぞれ4.9ポイント、3.7ポイントと伸びています。2040年の推計では結婚しない人が男性の約3割、女性の約2割になるだろうと推計しております。

結婚するしないはおのおのの選択であり、本人の自由ですが、家族による介護、自助・共助を前提とする介護保険の現在の在り方の基盤は急速に崩れていくことになるでしょう。

介護を提供する事業者はどうでしょうか。今年に入って介護事業者の倒産が急増しています。企業の信用調査を手がける東京商工リサーチは次のように事態を伝えました。

2022年1月から9月、負債1,000万円以上の老人福祉、介護事業倒産は100件、前年同期51件で、前年同期の2倍に急増した。2000年以降、1月から9月累計が100件に達したのは初めて。現在の状況が続くと、2022年の倒産は2020年の118件を抜き、年間最多の更新が現実味を帯びている。

訪問介護はヘルパー不足や新型コロナ感染拡大期の利用控えが影響し、有料老人ホームは投資と収支のバランスが崩れ、コロナ禍の業績回復の遅れが響いているとされています。介護報酬は基本的に出来高払いですので、利用減少が事業所経営に直結します。公的な介護を民間事業者で実施することのもろさが今回倒産の急増という形で表れています。

介護士などの人材不足も深刻です。そもそも成り手がいない。採用しても辞めてしまう。その最大の理由は処遇の悪さです。介護職員の平均月収は約21万円で全産業

の平均月収である約30万円を大きく下回っています。年収200万円以下という低水準で働いている介護福祉士もおり、生活していくのが難しい。介護は過酷な仕事であり、様々な人間関係のトラブルもある。しかし、待遇は悪い。こういうことですから、若い人が介護職に就かない。また職員の高齢化が年々進み、2020年には全体の23.8%が60歳を超えています。

介護を必要とする高齢者が現在急速に増えていきますので、介護士も増やさなければなりません。現在、介護士は約211万人ですが、2025年には243万人が必要となり、2040年には280万人が必要となると試算しています。25年度までに22万人、40年度までに69万人が必要です。引退する人もいますので、さらに多くの方が介護職に就かないと人手不足で介護が受けられない、こういうことが広がっていくわけであります。

厚労省は介護職員の処遇改善、多様な人材の確保、育成、離職防止、定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など、総合的な介護人材確保対策に取り組むと言っていますが、処遇改善は遅々として進みません。円安が進み、日本で働くメリットも減りますので、外国人材も思うように集まらないでしょう。政府にはぜひ本腰を入れて介護職員の処遇改善に取り組んでいただきたいと思います。

以上のように、高齢者が必要な介護を受け、必要とする施設に入ることは今後ますます厳しくなっていくと思われれます。そんな中でも必要とされている方が施設に入れる状況をつくる必要があります。そこで伺います。

1、介護施設、高齢者の入居施設は現時点で充足しているのでしょうか。

2、今後、入居施設が不足する可能性が十分にあります。町としてもそうなる前に手だてを講じる必要があると考えますが、町としての見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。8番二見議員の一般質問、介護保険と老いの住まいについて答弁いたします。

御質問の1点目、介護施設、高齢者の入居施設は現時点で充足しているのかについてですが、高齢者の居住関連サービスは、介護保険サービスの施設と介護保険サービス以外の高齢者向けの住まいに分類されます。

介護保険サービスとしては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）があり、介護保険サービス以外の高齢者向けの住まいとして軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、環境上の理由及び経済的理由により在宅生活が困難な状態にある高齢者が町の措置で入所する老人福祉施設である養護老人ホームがあります。

府中町内の入居状況ですが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は2事業所あり、合わせて定員数132人に対し、入所者数は119人で、充足率は90.2%、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）は2事業所あり、合わせて定員58人に対し、入所者数は54人で、充足率は93.1%、介護老人保健施設は1事業所で、定員72人に対し、入所者数72人で、充足率は100%。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、4事業所で、合わせて定員81人に対し、入所者数78人で充足率は96.3%、軽費老人ホームは、1事業所で定員30人に対し、入所者数29人で充足率96.7%、有料老人ホームは2事業所で、合わせて定員89人に対し、入所者数73人で、充足率は82.0%、サービス付高齢者向け住宅は2事業所で、合わせて定員59人に対し、入所者数58人で充足率は98.3%、養護老人ホームは1事業所で定員50人に対し、入所者数48人で充足率は96.0%となっております。

また、広島県の令和4年度介護老人福祉施設等入所申込者調査において、特別養護老人ホームの申込者は33人で、そのうち、緊急度の高い在宅の申込者（待機者）は14人となっておりますが、府中町内の高齢者居住関連サービス入居状況については、100%を超過している施設はない状況であり、現時点では充足しております。

御質問の2点目、今後、入居施設が不足する可能性があるが、その前に講じる手だてについて、町としての見解を聞かせてくださいについてですが、御質問の1点目でお答えしましたように、現時点では充足しており、介護サービスの基盤整備につきましては、前期計画（第7期計画）では、令和2年度に整備及び令和3年10月に事業を開始しました小規模多機能型居宅介護を1施設整備し、今期計画（第8期）においては、要介護者の在宅生活を24時間支える重要なサービスとなり得る小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の1施設の整備を計画しております。これは、在宅介護実態調査において、多頻度の訪問が在宅生活の継続に寄与する傾向

があり、介護職・看護職等の目が多く入る施設整備により、在宅介護者の不安軽減を図っていくものです。

また、今期計画（8期計画）における介護施設及び高齢者の入居施設等の施設の令和7年度サービス見込量は、令和4年度と比較し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は4人増の167人、介護老人保健施設が9人増の114人、介護医療院が5人増の27人、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が3人増の82人、地域密着型介護老人福祉施設がゼロ人としており、今後の高齢者の増加を予測し、各施設とも微増を見込んでいる状況です。

しかし、令和7年度は、団塊の世代が75歳以上となる年でもあり、次期計画である府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画期間中となりますので、次期計画では、さらに慎重に将来を見据えていかなければなりません。

今後は、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えた高齢者人口や要支援・要介護認定者数推計に基づいた需要と、地域の介護保険施設等のサービス提供体制の実態把握に努め、サービス付高齢者向け住宅等の普及状況も勘案しながら、介護離職対策も視野に入れた介護サービス基盤の新たな整備や既存施設の維持を図ってまいります。

一方、現役世代の減少が顕著となる2025年以降を見据え、高齢者を支える人的基盤を確保するため介護人材の確保の取組の強化も必要です。

8期計画の策定時に実施しました介護サービス事業実態調査においても、介護人材の確保については行政からの支援としての要望が多くあり、介護現場の魅力発信という視点から、府中町域介護サービス事業者連絡協議会を通じて、介護現場の魅力発信パンフレットを町内の事業所等に昨年度から配布しております。

府中町の実情に応じた介護施設、高齢者の入居施設の施設整備を進めるとともに、在宅支援サービスの充実、在宅介護も含め、しっかり将来を見据えて、計画策定してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 町内の施設は現時点ではそれぞれ空きがあって、入居できない状況ではない。今後については第9期介護保険事業計画において令和7年及び令和

22年を見据えて必要な介護サービス基盤の新たな整備、既存施設の維持を図っていくという答弁でした。ぜひよく見極めて施設を整備していただきたいと思います。

施設の中では、何といたっても特養、介護老人福祉施設を増やすことが必要です。入居できる期間が決まっていたり、介護度が重くなったら退所するというのでは困ります。先ほど紹介した中でもう一つ、介護療養型医療施設が最後までいることのできる施設でしたが、これは来年度末には完全廃止されることになっています。しかし、医療と介護を一体として提供する施設が要らないわけがありません。ニーズがあるわけです。厚労省は2011年に廃止したかったけれどもできなかった。介護療養型医療施設に代わる、ですから介護療養型医療施設に代わる新たな施設をつくることにしました。それが介護医療院です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り、ターミナル等の機能、生活施設としての機能を兼ね備えた施設だと厚労省は説明しています。この介護医療院についてもぜひ注目していただきたいと思います。

さて、1回目の質問では施設に入れない問題について伺いましたが、もう一つ施設に入りたくない問題というのがあります。府中町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の資料編にありますアンケートでは、介護が必要になったときの暮らし方についての問いに対して、常時何らかの介護が必要な状態になっても家族に過度の負担をかけずに生活できるのであれば、在宅で暮らしたい、26.4%、在宅で家族の介護や介護サービスを利用しながら暮らしたい、21.3%と回答しています。両方合わせて半数近くの人が、可能であれば介護が必要になっても自宅で暮らしたいと答えています。他の選択肢、介護が必要な状態になれば施設に入りたい、22.3%、常時何らかの介護が必要になった段階で施設に入りたい、13.5%と答えた人たちも思いは同じで、できれば最後まで自宅にいたいということではないでしょうか。

施設に入りますと、これまでの生活から切り離された上、様々な自由が制限され、画一的なプログラムに沿った生活を余儀なくされる、だから施設には入りたくない。当然の思いです。一方、家族にとっては介護が重く耐え難い負担になると。高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療、福祉サービスの確保に取り組んでいると厚労省は言いますが、現実には程遠い。

福祉の進んだ国であるデンマークは高齢者施設から高齢者住宅へと住まいとケアの

分離を進めてきました。日本はその後追いをしているわけですが、内容はかなり違っていています。厚労省や国土交通省が進めようとしている高齢者の住まい、サービス付高齢者住宅です。サービス付きのサービスとは安否確認と生活相談が必須で、食事の提供や清掃、洗濯などの家事支援がオプションとなっています。必須以外は施設によってはない場合もある。入居者は敷金、家賃、サービスについて支払い、月額利用料が平均値で16万円、使うサービスが増えるごと当然利用料も高くなり、介護については介護保険の在宅サービスを受けることとなります。標準的な1人当たりの面積は25平方メートル。デンマークは1960年代から日本の特別養護老人ホームのような高齢者施設、プライエムというそうすけども、これを整備して65歳以上高齢者人口の7%近くまで入居可能な状況にしました。ところが1987年、高齢者・障害者住宅法を制定し、24時間介護の体制を整えた上でこのプライエムの新規建設を禁止、公営賃貸住宅である高齢者住宅エルダーボーリの建設を推し進めてきました。それは高齢者施設の居住空間が劣悪なことに加え、1979年に高齢者政策委員会が提唱した介護対象から生活主体、社会的関わりをとという理念と、高齢者3原則、1、これまでの生活を断ち切ることなく、継続性を持って暮らすという継続性の維持原則。2、高齢者自身の自己決定を尊重し、周りがこれを支えるという自己決定の尊重原則、3、高齢者が持っている資源、能力に着目して自立を支援するという自己資源の活用原則。この高齢者3原則に沿って高齢者施設建設が禁止され、高齢者住宅建設が進められました。高齢者住宅の広さは平均的に60平方メートル、約18坪、畳にして37畳、日本のサ高住の倍以上で特養や老健の最低面積の6倍近い広さであります。バス、トイレ、台所があり、寝室、居間は別室で、広さも設備も一般住宅と変わらない。玄関横に台所がある構造が多く、台所のガラス窓を通して外から室内が見え、室内からは外を眺めて地域を感じることができる。高齢者住宅の多くがアクティビティーハウスやリハビリ室、レストラン、在宅ケアステーションから成るデイセンターに隣接している。隣接してはいても、高齢者住居のみで利用するクローズドなものではなく、広く地域の高齢者に開放されている。在宅ステーションからも広く地域に向けて24時間の在宅看護、介護が受けられる。居住者はニーズに合わせて在宅ケアを利用しながら最後まで住むことができる。家賃は月額6,000クローネ。日本円で平均十二、三万円だそうすけど、家賃の支払いが困難な高齢者には家賃補助があり、入居者の半数が利用しているそうです。収入が年金だけしかなくても年金の15%は残

るという配慮があります。1996年に高齢者・障害者住宅法が改正され、介護度の高い高齢者のための住居として介護型住宅、プライエボーリがつくられるようになります。これは高齢住宅に高齢者住宅、リハビリ室、フットケア室、職員の詰所、職員などのサービスエリアをつけたものですが、あくまで住宅であって施設ではありません。サービスエリアのある24時間介護つきの高齢者住宅なのです。玄関のある40平米の広さの住戸に住み、住戸にはバス・トイレと簡易キッチンがついています。トイレは2人介護を想定した7平米の広さ。日本のバリアフリー法の基準4平米よりかなり広い。寝室からトイレには天井走行リフトが標準装備されています。家賃は水道光熱費込みで月額6,000から7,000クローネ、日本円にして12万円から15万円程度。一般的な高齢者住宅と同様に、家賃の支払いが困難な場合には家賃補助があります。これに食費、掃除、洗濯などの実費が加わります。介護、看護の費用は在宅と同様に無料。

施設をなくして在宅介護にするために24時間365日のサービスが必要であります。在宅介護を支えるサービス、訪問看護、ホームヘルプ、配食サービス、ショートステイ、デイセンターなど日本とあまり変わりませんが、必要なときに必要なだけの援助が無料で受けられます。日本の場合は施設から在宅へをどうやって進めてきたかという、介護療養型のようにまず施設を廃止すると。あるいは特養のようにつくるにはつくるけれども、できるだけつくらないようにする。住宅はサ高住のように民間業者に委ねてしまい、公的責任は投げ捨ててしまう。24時間介護は始まったけれども、要介護度認定や介護度別の利用制限があり、母親が寝たきりで24時間介護が必要だが、同居家族がいるとの理由で限られたサービス内容となったという記事を見ました。

住み慣れた地域で、自宅で、自分らしく最後まで生きることは多くの人の願いです。しかしながら現在の多くの住宅は介護を必要とする高齢者が住むことを前提に造られてはいません。バリアフリーではなく、バリアだらけです。風呂、トイレに階段、エレベーターのない集合住宅、車がないと買物も大変な坂の上の家。デンマークではできるだけ長く自宅で、にこだわり過ぎたがために、自宅内での虚弱化を招き、その結果として施設への入所を余儀なくされたり、入所があまりにも遅れるという弊害が生まれたといえます。遅過ぎる施設への居住決定は、居住移行、仕方がなく行う入所であり、選択肢は少なくなり、自己決定の原則に反する。また、施設の入所による

リロケーションギャップ、住み慣れた場所からなじみのない場所に転居することによってストレスがかかることをリロケーションギャップというそうですが、それは生活の継続性との断絶を余儀ないものとする、そして高齢になればなるほどそのギャップによる影響が大きくなるのである。まさに日本の現実であります。日本の施設では持ち込める私物は段ボール200個程度とされています。入居する施設も町内にあるとは限らず、地域とのつながりも切れてしまい、生活の継続性は絶たれることとなります。デンマークではそういうギャップが大きくならないうちに高齢者住宅を含む選択肢の中から選んで、早めの引っ越しをしようというスローガンが広がりつつある。その意味するところは、自分で選び、決定でき、自分で引っ越しできるうちに引っ越しをとということだそうです。日本においても施設から在宅へが進められており、方向性そのものは間違っていないと思います。しかしデンマークのように在宅の宅、高齢者にふさわしい住まいづくりに力を入れるべきであります。

現在のバリアだらけの住宅からこれまでの生活をできるだけ変えないで住む住宅への転居について検討しなければならない。ある程度の賃金がないと入居できず、介護度が高くなったら退去を求められ、面積もデンマークの高齢者住宅の半分以下のサ高住や有料老人ホーム、高齢者住宅政策の柱では駄目だと思えます。自助努力ではなく、公助、公的責任において老いの住まいを確保することが必要です。

現在の高齢者福祉政策は介護の場となる宅を抜きに論じられていると、住宅問題の専門家、早川和男氏が1997年に喝破しましたが、それから四半世紀たった今も状況は変わりません。

そこで伺います。施設から在宅へを進めていくためにも、デンマークのような水準を持つ高齢者のための福祉住宅を公的責任の下に建設していくことが必要だと考えます。町としての見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（伴谷文乃君） 高齢介護課長です。二見議員の2回目の質問について答弁いたします。

デンマークのような水準の高齢者のための福祉住宅を公的責任の下に建設していくことについての町の見解についてですが、少子高齢化が加速する中、国においては団

塊の世代が75歳以上となる2025年以降は医療や介護の需要が増えることが想定されることから、医療と介護を病院や施設で行うものから在宅で行うもの、つまり住み慣れた地域の中で最後まで自分らしい生活ができるよう、地域の包括的な支援、サービスの提供体制、地域包括ケアシステムの構築、推進、進化を目指しております。本町においても8期計画において地域包括ケアシステムの一層の推進をうたっております。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者一人一人の状況に応じて住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する体制である地域包括ケアシステムのさらなる推進、進化を目指し、様々な施策に取り組んでいるところです。

また、広島県においては、令和2年度に広島県における地域包括ケアシステムのコアコンセプト、共通概念35指標を設定し、毎年23市町に実行評価を実施し、市町ヒアリングや評価結果の公表、市町情報交換会を開催しています。広島県の評価指標の住まいの評価基準の1つ、住宅確保、要配慮者等の円滑な入居が支援の必要な方が行政につながるような仕組みがあるに対しては、広島県居住支援協議会や広島県あんしん賃貸支援事業の紹介にとどまっており、本町の評価は取組途中となっています。

議員御指摘のデンマークのような水準の高齢者福祉住宅を公的責任の下に建設することは困難ですが、国や県の動向も見ながら、高齢者が住み慣れた御自宅で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、一人一人の生活環境や心身の状況に応じた在宅生活を支えるバランスの取れた介護サービスの提供体制の整備に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 先ほどの私の質問ですけれども、本当は町として高齢者福祉住宅を造るべきではないか、こういうことを聞いたかったんではありますが、残念ながらそういう制度、枠組みがないんですね。それで高齢者のための福祉住宅を公的責任の下に建設していくことが必要だと考えますがという、奥歯に物が挟まったような質問になったわけでありまして。国の方針が変わらない限り、町単独ではデンマークのような高齢者福祉住宅はできない。デンマークでは建設費の9割を国が負担しているそうです。

核家族化や地域とのつながりの希薄化などから、こうした家庭の中には、子育てを専ら母親一人で行っている例も多く、孤立し、子育てに関し悩み、不安を感じている人の割合が高いと言われております。さらに、育児で困難を抱える家庭において親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まるとも指摘をされております。

東京のNPO法人が今年3月にインターネットで行った調査があります。これによると、未就園児の保護者の43.8%が子育て中に孤独を感じると答え、保育園等に通う保護者より10ポイント以上その割合が高くなっております。また、親が10代、20代の弱年齢の未就園児家庭ほど孤独感が高いとの回答割合が多くなっております。

保育園や幼稚園に通っていない無園児、未就園児のことを家族や地域などから孤立し、不安を抱え、家族や地域の縁が絶たれているという意味から、縁が薄い、縁がない無縁児、また援助が届かないことから援助がない無援児であるとも指摘されており、その親子への支援が求められているところでございます。

昨日の益田議員の一般質問において言及がありましたが、こうした状況などを踏まえて、今回の12月補正、一般会計補正において国の経済対策に基づく出産・子育て応援金が予算措置されたところですが、国におかれてはこれまで支援が薄かったゼロ歳から2歳に焦点を当てて支援を実施されようとしております。また来年4月に創設されるこども家庭庁においても、無園児への支援策を新規モデル事業としてスタートさせるとも聞いております。

そこで、府中町の実態、取組状況についてお伺いをしたいと思います。

1項目め、就学前で保育園や幼稚園に通っていない子どもの実態と支援策についてお伺いをいたします。

①無園児（未就園児）の数、年齢別の数をお示してください。

②無園児のうち、医療的ケアが必要また障害や外国籍、経済的困窮などの理由で保育所等に通えていない子どもはいますか。

③無園児に対する支援策の状況、実施率はどのようになっていますか、お答えをお願いいたします。

2項目め、無園児（未就園児）と虐待リスクについてでございます。

これは全国ですが、全国で過去15年間の就学前児童に対する重大な児童虐待のうち、無園児と見られる子どもが6割を超え、また親子の孤独が背景の1つとされたケースが約2割に上るという新聞報道がありました。そこで、府中町の無園児と児童虐

待相談等の状況についてお伺いをいたします。

①府中町の児童虐待対応件数の推移はどのような状況になっておりますか。

②その児童虐待対応件数のうち、無園児家庭の数はどの程度ですか。

③虐待予防策は、特に無園児家庭についての配慮はどのように行われていますか。

3項目めです。保育園等を活用した支援体制についてでございます。

国・子ども家庭庁では、来年度から、定員に空きがある保育所などで、無園児を週1日から2日程度、定期的に受け入れるモデル事業を実施するとのことで、従来の一時的預かりとは異なり、保護者や子どもと継続的に関わり、育児不安があれば関係機関と連携し支援計画もつくっていくというものでございます。

府中町として、こうした国の取組はどのように考えますか。無園児を見守り、継続的に関わる場所をつくる、いわばかかりつけの保育所、幼稚園というような存在かもしませんが、町の取組をお伺いをいたします。

質問は以上でございます。御答弁のほうよろしくお伺いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。11番寺尾議員の一般質問、無園児（未就園児）家庭の支援についてに答弁いたします。

未就園児は、就学前のゼロ歳から5歳までの児童で、幼稚園や保育所、認定こども園に通園していない子どものことをいい、最近では無園児と呼ばれています。

どちらも、保護者が家庭で子育てをしているため、身近に相談相手がいない場合には、子育てに対する不安や悩みを抱えやすく、過度な育児不安や育児負担感、不適切な養育や虐待につながるリスクも含んでいることもあり、議員御指摘のとおり、令和5年4月に創設される子ども家庭庁において、無園児への支援策が新規モデル事業として予定されております。

御質問の1点目、無園児（未就園児）の実態と支援策についてですが、把握できる範囲の保育園等に通園している児童を除いた4月1日現在の町内の推計未就園児の年齢別人数は、ゼロ歳児381人、1歳児260人、2歳児277人、3歳児29人、4歳児18人、5歳児13人で、年齢別人口での割合は、ゼロ歳児73%、1歳児51%、2歳児52%、3歳児6%、4歳児3%、5歳児2%となっております。全国の推計未就園児の割合は、ゼロ歳児85%、1歳児58%、2歳児52%、3歳児

9%、4歳児3%、5歳児2%となっており、全国の割合と比べると、ゼロ歳児、1歳児、3歳児の推計未就園児の割合が低く、全国と比べて早い月齢で、保育園・幼稚園等に入園している状況が伺えます。

また、医療的ケアが必要、障害、外国籍、経済的困難などの理由があっても、お子さんの御家庭が保育の必要があれば、保育園等に入園されております。

未就園児には、保護者が家庭保育を希望されて、御家庭で育児をされている方や育児休業中の方もおられ、保育園等に入園されていない詳細な理由は把握できていない状況です。

次に、無園児に対する支援策の状況と実施率についてですが、支援策としましては、母子保健事業としては、ネウボラふちゅうにおいて、妊娠期からの切れ目のないきめ細やかな保護者に寄り添った支援をしております。

また、町内には、地域子育て支援センター2か所及び児童センター2か所の計4か所の地域子育て支援拠点があり、未就園児親子が集い、遊びの支援や育児相談など実施しております。併せて、町内の保育所等においても、園庭開放や相談事業等しております。

母子保健事業の主な事業の令和3年度の実施率は、産後2週間コール84%、産後4週間コール85%、乳児家庭全戸訪問95%、9か月広場94%、1歳半健診93%、3歳健診89%でした。コロナ禍で、オンライン相談や個別健診となり、コロナ前の平成30年度の実施率、乳児家庭全戸訪問96%、1歳半健診98%、3歳健診99%と比べると落ち込みましたが、令和5年度からは、集団健診の再開を予定しており、以前のような対面支援に向けて準備を進めております。

健診等で会えない場合は、後日、連絡を取り、お子さんの状況を把握したり、保護者の相談を受けたりしております。気になるときは、保健師による継続支援のほか、子ども家庭総合支援拠点と連携し、継続支援をするケースもございます。

御質問の2点目、無園児（未就園児）と虐待リスクについてですが、本町の児童虐待対応の傾向としましては、平成30年度123件、令和元年度162件、令和2年度160件、令和3年度175件と増加傾向にあり、特に近年は、身体的な虐待だけでなく、面前DVを含む心理的虐待が、令和元年度63件、令和2年度73件と増加しております。令和3年度は45件と減少しましたが、令和4年度は8月末現在で28件と再び増加しております。

また、令和3年度の175件の相談・通告対応件数中の無園児（未就園児）の件数ですが、ゼロから2歳は32人で、主に母子保健で安全確認及び支援をしながら、子ども家庭総合支援拠点と連携しております。3から5歳は、2人で、養育支援訪問事業等により、安全確認及び支援を継続しております。

児童虐待防止のためには、子どもの命を守るため、早期に手を差し伸べることが重要であり、児童虐待についての通告があった場合は、児童相談所や関係機関との連携を図り、48時間以内に目視による児童の安全確認を行い、安全確保を図ることとなっております。

また、議員御指摘のとおり、本町においても、子育ての悩みから児童虐待に至るケースもあることから、無園児家庭への配慮としては、妊娠期から妊娠状況の把握をするなど、出産への心の準備を行い、子育て支援の入り口となる赤ちゃん訪問において、子育てに関する悩みに対してのアドバイスや子育て支援事業を説明し、孤立を招かないように支援するとともに、乳児の育成状態を見定め、虐待の兆候がないか確認に努めております。令和2年からのコロナ禍において、訪問ができにくい状況下でも、オンライン相談、電話対応など、支援を止めることなく、継続して対応しております。

御質問の3点目、保育園等を活用した支援体制についてですが、議員御指摘のとおり、国の未就園児を週に1日から2日程度、定期的に保育園等で受け入れるモデル事業（一時預かり事業）など、保護者や子どもと継続的に関わり、育児不安があれば関係機関と連携し支援計画をつくることは、大切な支援と考えられます。現在の町内の保育所等は、潜在的待機児童が多数いる中で、国のモデル事業の実施は厳しい状況です。保育所等における一時預かり事業については、今後の入所状況を見ながら検討してまいります。

一方、町では、平成28年度から、子育て応援カード・イクフレカード事業を実施しております。カード機能の1つとして、マイ保育所・幼稚園（かかりつけ保育所・幼稚園）登録機能があります。これは、町内の保育所・幼稚園・認定こども園から、児童1人につき1園を選んでもらい、登録し、選んだ保育園等の子育て支援事業への参加や育児相談等が受けられ、希望者は、園からの事業案内も受けられる事業です。カードは1世帯1枚で、お子さんの出生及び転入時にお渡ししております。

近年はコロナ禍で、町内の保育園等において自由に参加できる事業は実施できていませんが、通常は地域の子育て家庭の方も参加できる園庭開放や子育て相談なども実

施されております。

今後の支援の取組としましては、令和元年度から広島県のモデル事業として実施しております子どもの予防的支援構築事業では、これまで表面化していないリスクを抱える児童を見つけ、世帯に応じたアウトリーチ型の早期支援を行うこととしております。令和5年2月から、実証事業の検証に入るため、保育園や幼稚園に通っていない子どもの実態を、子ども家庭総合支援拠点で捉えることができるようになります。

子ども家庭総合支援拠点とネウボラふちゅうの連携による切れ目のない継続支援とともに、町内には、地域子育て支援センターや児童センターなどの子育て拠点があり、併せて、イクフレカード事業によるマイ保育所・幼稚園等登録事業が、しっかりと機能していくことで、未就園児、無園児を含めたきめ細やかな子育て支援を推進してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

1 1番寺尾議員。

○1 1番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございました。

1点目の町内の無園児の割合はということですが、年齢別に説明していただきましたけど、ゼロ歳から2歳でいうと約60%が無園児、幼稚園通っていないと。それと3歳から5歳でいえば4%ということだと思います。支援策としてはネウボラふちゅうにおいて切れ目のない、きめ細やかな支援を行っているということでした。また、保育園においてもですね、園庭開放とか相談事業などをそういった無園児に対しても行っているということでした。

各種母子保健事業の実施率についての御答弁もありました。非常に高い実施率だと思いますが、ただ100%、対象者全員が参加という状況とはなっていません。会っていない場合は後日連絡を取って状況を把握しているということですが、参加できない、してないという方はどんな理由があるかを教えていただきたいと思います。

町として対策、対応策は何か行われていますか。来てもらおうと、参加してもらおうだけでなく、押しかけていく、訪問型のアプローチは行われているかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

2点目として、近年の傾向として全国的にも同様ですが、町においても虐待相談件

数が増加傾向にあるということでございます。その増加傾向の原因は面前DV、子どもが見ている前での夫婦間での暴力行為とこういった面前DVを含む心理的虐待が増えているということでございます。令和3年の未就園児、無園児に係る虐待対応件数がゼロ歳から2歳が32件、3歳から5歳が2件と34件あったということです。全体が175件でしたので、そのうち約2割がそういう未就園児に係る児童虐待の対応件数だということでございます。手元にですね、令和2年度の全国の児童虐待の年齢別の数字を持っておりますが、これによるとやはり3歳児から5歳児の虐待割合が26%、ゼロ歳児から2歳児が19%、これ無園児とは限りませんが、そういった数字となっております。町の数字と全国の数字ではほぼ同様の傾向で低年齢の子どもに対する虐待の割合が高い状況がありまして、これは全国的な課題になっているということだと思います。

町としてはネウボラ事業などを通じてしっかりフォローしているということですが、児童虐待の件数というのは年々増加傾向になっているということで、少なくないというふうに思っております。町内のそういった虐待の事例で具体的にどんな状況であったのか、概要を説明できるものがあればですね、こういった事例があったかいうのを教えていただきたいと思っております。

相談相手がない、孤立した子育てが原因となるようなそういった虐待事例がありましたかどうか、また対応はどのようにされたかお伺いをしたいと思います。

3点目でございます。こども家庭庁のモデル事業である未就園児の定期的な一時預かり事業については、大切な支援と考えるが、現在の保育所等の状況から実施が難しいということですが、今後の入所状況を見ながら検討をしたいということですが、様々な支援の方策、やり方があると思っております。多方面から検討いただければと思います。

これまでも町では子育て拠点の整備やマイ保育所・幼稚園等の登録事業など、未就園児・無園児の家庭の育児不安やストレス解消に向けての各種支援メニューはいろいろ用意されており、活用もされていると思っております。また、子どもの予防的支援構築事業で、早期支援を行うよう取り組まれているところですが、実態として児童虐待のリスクが高く、相談件数も増えているということから、より一層対応を強化しなければならないと思っております。

国ではですね、これは国の文書の表現ですが、国では子どもの最善の利益を第一に

考え、子どもに関する取組、施策を我が国社会の真ん中に据えていくため来年4月にこども家庭庁を創設し、各種施策を展開されるということでございます。また、今年6月にはですね、子育て世帯に対する包括的な支援を強化するため、児童福祉法の一部が改正も行われました。改正された児童福祉法では、虐待や貧困などの課題を抱えた家庭を支援する子ども家庭総合支援拠点、当町では子育て支援課内に設置されている拠点ですが、この子ども家庭総合支援拠点と妊産婦や乳幼児の保護者を支援する子育て世代包括支援センター、町の場合は福寿館のネウボラふちゅうがこれに当たると思いますが、この2つの機能を維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置を各市町村に求めています。このこども家庭センター等において家庭環境や養育環境を支える支援事業、家庭支援事業を取り組み、支援が必要な家庭に着実に支援を届けていくこととされております。家庭支援事業としては具体的には養育支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て家庭訪問支援事業、児童育成支援拠点事業などがあるとされております。改正法の施行は再来年、令和6年の4月からとなっておりますが、府中町としてどのようにこの法律改正に合わせた対応を検討されているかお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。11番寺尾議員の2回目の御質問について答弁させていただきます。

御質問は3点あったかと思いますが、まず1点目、母子保健事業に参加できていない方の主な理由は、また町としての対策、対応策を行われていますかについてですが、参加できない主な理由は、各事業全般にわたって母親の仕事や体調不良、お子さんの体調不良などが多い状況です。また、乳児家庭全戸訪問、赤ちゃん訪問における未訪問の理由は、平成29年度から令和3年度の実績によると、転入による理由が1位となっております。これは転入時期が赤ちゃん訪問の2か月半を過ぎてから転入された方が多かったからで、その後のすこやか赤ちゃん広場などでフォローをしております。

対応策としましては、欠席者へは電話をし、連絡が取れないときは連絡をしてほしい旨の通知を送付しております。それでも連絡が取れないときは家庭訪問をしております。

それから2点目、町内の虐待事例、特に孤立した子育てが原因となるような事例と

対応についてですが、支援者が遠方で疎遠である、父親が夜勤で日中寝ているので静かにさせないといけないなどの家庭で乳児のお子さんを抱えているような場合、母親は相談する人もなく、さらに遊び盛りの上のお子さんがあると上のお子さんに関わってやれない思いも重なり、孤独感でつらくなり、子どもに当たってしまうと泣きながら電話がかかってくるケースもあります。対応としては、自宅から一番近い公共施設である児童センターで面談をし、職員も一緒に遊んだり、乳児を見てあげている間に母親が上の子と伸び伸びと遊んでもらったりしております。その後、公園遊びや困り事などの相談に継続支援をしております。必要な家庭には養育支援事業の家事育児支援を行ったりしております。

それから3点目ですが、改正法の施行は2年後の令和6年4月からとなっているが府中町としてどのような対応を検討されているかについてですが、改正児童福祉法により子ども家庭総合支援拠点、児童福祉部門と子育て世代包括支援センター、母子保健の機能を一体的に行うこども家庭センターを令和6年4月1日に設置することに努めることとされ、施行日は令和6年4月1日となっております。本町は子ども家庭総合支援拠点を子育て支援課こども家庭係内に令和3年に設置し、子育て世代包括支援センターはネウボラふちゅうとして平成30年に開設して子育て支援課の母子保健係で事業を進めていますので、一体的な支援体制の整備をし、新たな業務の実施に向け準備を進めていくこととなります。

新たな事業としては、要保護児童及び要支援児童へのサポートプランの作成、施行の義務化、子ども家庭福祉の認定資格取得の義務化、子育て家庭の支援の充実が挙げられ、子育て家庭の支援の充実の中には現在町で既に実施している子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業を含む5事業があり、今後の子ども・子育て支援事業計画の中で計画的に実施していくこととなります。その中に議員御指摘の一時預かり事業も含まれております。まだ詳細は決まっておりますが、令和5年度に交付される補助金等を活用しながら事業の実施準備を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございます。新規施策の実施準備を来年からですね、5年からもう既に行うということですから、着実に進めていただきた

いと思います。

これまでも府中町は広島都市圏で一番の子育てしやすい町を目指し、先進的な事業にも取り組んでおり、成果も上がっていると思います。しかし、地域で孤立し、育児不安を抱えておられる家庭があり、また児童虐待の相談件数も増加しているのもまた事実でございます。今般の経済対策もそうですが、国としてもこども家庭庁を創設し、子どもの視点に立って子ども施策の充実を図っていくこととされております。国、県の制度、事業をしっかりと活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行い、子どもの多様な育ちを後押しする地域社会を目指していただきたいと思います。地域全体の様々な資源を活用し、孤独を招かない支援をしっかりとお願いしたいと思います。

最後にですね、ちょっと保育所に関わる質問を行いたいと思います。先般、他県での保育士による児童虐待の事件が報道されました。子どもの人権、人格を軽んじる行為と思われ、あってはならないものと考えます。さらに全国的にも不適切保育の状況が報道されていますが、当町においてこれに類するような情報をもたらされたことがありますかどうか、また法でですね、定められております保育所等への指導監査の状況についてお知らせください。特に課題など具体的な指摘事項はありましたか。

質問は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。11番寺尾議員の3回目の御質問について答弁させていただきます。

議員御指摘の不適切保育ではないのですが、保護者の方から気になることがあれば役場のほうに連絡が入ることがございます。そのときは必ず保育所等と連絡を取り、事実確認を行い、指導することがあれば指導するなど対応をしております。保育所等に対しては、保育行政等指導監査実施要領に基づき、毎年指導監査を行っております。具体的には保育の実施状況、保育環境の確認、職員の配置や処遇改善、支払い状況などの確認を毎年行っており、防犯についての配慮状況や各種規定の整備状況など、口頭での指摘事項はありますが、おおむね適正に行われております。

今年度から監査実施時に現場の声を聞く機会として、保育士にヒアリングを行う取組も行っており、必要に応じて保育所等にも指摘をし、改善を求めたりしていく予定でございます。町としてもさきの事案のようなことが起こらないよう、保育所等と連

携をしながらこれからも取り組んでまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第7項、無園児（未就園児）家庭の支援について、
11番寺尾議員の質問を終わります。

以上で厚生関係の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで少し早いですが昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係第1項、チェリーゴード空城パークの再整備について、14番齋藤議員の
質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） こんにちは。14番齋藤です。74歳最後の通算9回目の一
般質問をさせてもらえることに大変感謝を申し上げます。

それではですね、質問事項に入らせていただきます。

チェリーゴード空城山パークの再整備についての質問をさせていただきます。

チェリーゴード空城山パークは、整備から間もなく40年近くが経過し、老朽化する施設などの更新が必要な時期に近づいていることから、再整備計画をしているとのことで、今年度アンケート調査で府中町民（住民基本台帳から4,000人を無作為に抽出）、チェリーゴード空城山パーク来園者1,000人を対象に実施されています。利用者の生の声が反映されるので、私は大変うれしく思います。

私も週3回、月・水・金曜日に緑ヶ丘グラウンドゴルフクラブで、多目的広場を利用しています。役員は開始時間1時間前にグラウンド整備などを行っています。62名の在籍があり、平均年齢79歳ぐらいで高齢化の波が押し寄せています。

チェリーゴード空城山パークに関しては、多岐にわたる多くの意見や要望があり、

府中町にも多くの仕事をしてもらいました。大変感謝しています。

そこで、以下の点について伺います。

①現在町では、今年度チェリーゴード空城山パークのリニューアルの計画を作成中と聞いております。現在、冒険の森（アスレチック）の遊具で2か所は使用禁止のままです。また、アスレチックの利用が少ないので、今後の具体的な対策を教えてください。

②チェリーゴード空城山パークは府中町で利用者が一番多い公園です。利用者の憩いの場として、また、休憩所としてあずまやなどが不足しているのでは、増設してほしいとの要望があります。ぜひ、検討していただければと思います。

③現在、トイレは2か所ありますが、和式トイレが4基で利用者の高齢化ということもあり、利用しにくいと聞いています。リニューアル計画でトイレの洋式化はお考えですか。

以上、3点質問いたします。御答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。14番齋藤議員の一般質問チェリーゴード空城パークの再整備について答弁いたします。

本公園は、町のほぼ中央に位置する数少ない緑地の空間として、昭和59年に開園し、町民の大切な憩いの場となっております。

現在では、年間約4万5,000人の予約利用者があり、町内外の幅広い年代の方に利用される町を代表する公園であり、本年9月1日からは、ネーミングライツによりチェリーゴード空城パークの愛称で親しまれております。

開園から約40年を迎え、公園施設の老朽化、また多様なニーズに対応するため、国の公園施設長寿命化支援対策事業を活用し、令和4年度から令和8年度にかけて空城山公園再整備事業を進めているところでございます。

本年度は、基本計画を策定しており、議員御指摘のとおり、多様な利用者ニーズの把握のため、町民4,000人への郵送及び来園者1,000人へのアンケート調査を11月から行っております。今後は令和5年度に施設の設計、リニューアル工事を経て令和9年4月に開園の予定となっております。

それでは、議員からの3つの質問に答弁いたします。

1つ目の御質問、冒険の森のアスレチック遊具について答弁いたします。

冒険の森に設置された木製のアスレチック遊具は、昭和59年の空城山公園利用開始時に整備をされました。現在は経年による木材の腐朽が進行するとともに、地面の浸食等により安全性が低下している状況にあり、部分的な修繕では対応が困難な状況となっております。

町では、毎年専門業者によるアスレチック遊具の点検と、職員による日常点検を実施しております。その結果を踏まえ、今年度、安全性が低下している、展望可能などで、木材で組まれたジャングルジムを撤去し、松山登り、壁歩きの2基を現在使用不可とさせていただきます。

再整備に当たっては、現在実施しておりますアンケート調査結果や、遊具の安全性を踏まえた遊具のリニューアルについて検討をしていきたいと考えております。

続けて、2つ目の御質問、あずまやの増設については、国土交通省が実施した令和3年度の都市公園利用実態調査結果において、ゆっくり休むことができる公園が、全ての年齢層の中で回答比率が高い状況にあります。特に50歳以上の年齢層では、40%程度が占めている状況にありました。このことから、あずまやなどは利用者の休憩施設、憩いの場として重要な役割を担っていると考えられます。

現在、チェリーゴード空城パークには、あずまやが1つ、シェルターが4つ設置されておりますが、休憩施設の数や配置についても検討をしていきたいと考えております。

3つ目の御質問、トイレの洋式化について答弁いたします。

現在公園内には、管理棟附属と健康遊具付近の2か所にトイレがあり、議員御指摘のとおり、便器の種類は、和式が4基、洋式が6基となっております。

平成28年国土交通省のトイレに関するアンケート調査では、外出先のトイレで利用する便器の回答において、洋式便器を好んで利用する割合が男女とも半数を超えておりました。また、洋式便器は下半身の負担が少なく高齢者も利用しやすいことや、和式と比べ節水効果を有するなど、便器の洋式化には多くのメリットがあると言われております。

このような背景と利用者ニーズを踏まえ、今回の再整備計画には洋式化は含んでおりませんが、和式トイレから洋式トイレへの変更も視野に入れ、今後検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。実際、私もこの空城山公園は現在いろんな形で使わせていただいて、たまにですね、いろいろチェックをさせていただきますが、府中町のほうでも随分この公園に関してはでき得る限りでいろんな形で、便器のほうも従来の和式を何基か替えられたり、いろんな形で十分な仕事をしていただいていることに感謝申し上げます。

アンケート調査の結果を踏まえ、より便利で使いやすい公園となるよう、再整備をお願いいたします。先ほどの答弁でトイレの洋式化については利用者ニーズを踏まえ、今回の再整備事業には含まれていませんが、今後検討していくとのことでしたが、公園内でイベントなどが行われた際にトイレについての相談を受けることがあります。チェリーゴード空城山パーク2か所のトイレには、高齢者や障害者の方も利用しやすいよう、バリアフリーに適合した多目的トイレ、それぞれに設置されております。個室トイレでは洋式トイレが男女各1か所ずつ設置されております。これは以前和式トイレであったものを洋式トイレに改修されたものも含まれますが、まだ和式トイレが4か所残っております。今後も高齢者にとって利用しやすいよう順次和式トイレから洋式トイレに改修し、洋式トイレの数を増やしていただけるように要望します。

また、手洗いはですね、これは不特定多数の人が利用するので衛生面を考慮して自動水栓を要望いたします。

もう1点、府中町の花、ツバキを公共の場である公園、空城山公園も入り口に入ったところに多分ないと思います。そういった、あるいは施設などへ植えて、府中町の花としてよりPRして多くの場所へツバキの花の展開をよろしくお願ひし、要望して私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、チェリーゴード空城パークの再整備について、14番齋藤議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第2項、向洋駅周辺土地区画整理事業と広島市東部地区連続立体交差事業について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 向洋駅周辺土地区画整理事業と広島市東部地区連続立体交差事

業についてのお尋ねであります。

別に早口言葉じゃないんですけども、このJR鉄道線路の高架化、広島市東部地区連続立体交差事業と向洋駅周辺の再開発、向洋駅周辺土地区画整理事業のこの2つは広島都市圏、特に我が府中町にとっては一大事業であります。2つなのに一大事業なんですけども。

広島でよく指摘される開発の西高東低ですよ。遅れていた東部、低いほうの東部がこれ本格的に始まったと、本格化したというところであります。

線路の北側のほうは既にマンションがにょきにょきと建って、以前とは違う別世界の趣でありますけれども、線路の南側のほうもですね、下町の商店街が着々と事業が進んで変わっていているという様子が分かるわけであります。先月ももぐら横丁って一部で言われているんですかね、あの向洋駅の交番の西側の建物をくぐるように細い路地ができていて一画が解体されて、ああまあ本当に変わってきとるのうと、いよいよだなということを目の当たりにしたそういう進捗状況なわけであります。

事業は振り返ればですね、ちょうど30年前の1993年度に国の事業採択になっております。その10年後、あるいは15年後の完成を目指すというのが当初計画だったわけですから、本来なら今から十数年前に完成、出来上がっていたはずですけども、それが今やと今から10年後の完成ということにこぎ着けてきたところあります。開かずの踏切ならず、できずの高架というのが40年たって、40年がかりですね、やとできそうだと。地元住民あるいは地権者、それから役場の皆さん、そのほか関係各位のこの長年の取組にですね、本当に御努力に敬意を表する次第であります。

そこでお尋ねです。

第1点はですね、2つの一大事業のうち、連立、線路の高架のほうをまず第1点。進捗状況、完成見通しをお聞きいたします。

総額1,000億円近い、海田町のほうも含めてですけども、大事業ですけども、これ県と市が共同事業として行って、府中町や海田町やそしてJR西日本が負担金を出し合うという形なわけありますけども、これまで我が府中町の負担実績どうだったか、今後の見通しについて、資料いただいておりますですけども、お答えいただきたいと思います。

それから第2点は今度は再開発のほうですね、下の。こっちについてのお尋ねであ

ります。こっちはざっと200億円近く。

国費を受けながらこれは町がやる事業ということですが、現在の進捗状況を見直しをお尋ねいたします。こちらは高架化事業と連動してやるということで、町の事業なんだけども高架化のほうが遅れると、つまり県や市の主体でやっている事業が遅れると、それに連動して町の事業も遅れざるを得ないという状況でありますけれども、現状いかがでありますでしょうか。遅れるとですね、例えば駅の北口を維持するための町が負担している業務委託料、こういったものもそれだけ長くかかることになりそうであります。どうなりそうでしょうか。

同じようにこれ、町が設けておる区画整理事務所、令和元年度から区画整理課ですけども、この維持コストも町の責任でないのに延びた分だけは町がかかってしまうと。この状況についていかがでしょうか。

それから、この区画整理事業は10年後に換地などの清算が行われるわけですけども、これに向けて住民も準備しておかないといけない。お金もちょっと準備しておかなきゃいけない。この仕上げに向けてですね、どういった説明や周知、これを今からしていくのか。これをお尋ねいたします。

それから大きく3点目ですけども、今の連立と区画整理と、そして3番目は新しいまちづくり、これからの向洋駅周辺のまちづくりについてのお尋ねであります。これ結構関心事なわけですけども、どんな駅ができるのかと。駅にはどんな店が入るのかと。あるいは自由通路というか、そういうものがどうなるんかと。それでトイレがどうなんじゃろうかと。これ、青写真が、駅自体は今、仮の駅ですけども、事業が着々と進んでおるので青写真がまだ住民に示されていないわけであります。町の当局としては、県やJRと今どんな折衝をして、どこまで話が進んでおるのかお尋ねであります。

駅や高架下を含めてですね、関連施設はみんなが利用する公共空間でありますから、様々な要望がある。まちづくりに反映させるべきアイデアとか要望も当然たくさん出てくる。そこをどうするのか。区画整理審議会というのが今、ありますけども、この活動状況と併せてですね、こういった町民の意見をどう生かしていくのか、これをお尋ねするわけであります。

第1の質問ですけども、大きくは3つ、連立、線路の高架化。区画整理、面の区画整理。そしてそれを併せてあそこら一帯を今後どうやってみんなで作っていくのか、

これをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。6番田中議員の一般質問、向洋駅周辺地区区画整理事業と広島市東部地区連続立体交差事業について答弁をいたします。

広島都市圏東部地域は、鉄道の開通により、交通の要衝として多くの産業の集積をもたらし、発展を重ねてまいりました。しかしながら、鉄道による市街地の分断が効率的な基盤整備を阻害し、踏切遮断による慢性的な交通渋滞を引き起こすなど、地域の拠点として役割を十分発揮できていない状況となっています。

このため、議員御指摘のとおり、連続立体交差事業により、道路と鉄道を立体交差化することで、交通混雑の解消や道路・鉄道の安全性を向上させるとともに、区画整理事業により、分断された市街地の一体化を図り、両事業が連携し、安心安全なまちづくりと広島都市圏東部地区の拠点を構築し、町南部の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進していくものでございます。

それでは、議員からの3つの御質問について答弁いたします。

まず、広島市東部地区連続立体交差事業についてでございます。

連立事業につきましては、令和元年10月に事業認可を取得し、事業施行期間は令和19年度末まで、工事区間がⅠ期とⅡ期に設定され、府中町側はⅠ期工事区間、令和12年度末の完成見込みとなっております。

令和2年6月にⅠ期区間の工事協定を締結し、令和3年6月に本格的な鉄道工事に着手、令和4年3月には向洋駅の仮跨線橋、北口仮駅舎を供用を開始いたしております。

現在は、仮線の敷設工事を行っており、来年の春には、1線目の仮線が完成し、切替え後、仮線での運行が始まる予定となっております。

今後は、仮線を4線敷設後、下り線の高架橋の工事を行い、運行を開始、次に上り線の高架橋の工事を行い、完成後、上り線の運行も開始して、最後に不要になった仮線を撤去して工事完了となる見込みです。

事業費の町負担については、連立事業の全体事業費約915億円のうち、広島市域・海田町域の事業費を除いた約232億円が負担対象額で、負担割合は15分の2、町の負担総額は約31億円となっております。

令和3年度末までに約5億円負担しており、残り約2.6億円を令和12年度までの9年間で負担する計画となっております。

続けて、2つ目の御質問、向洋駅周辺土地区画整理事業について答弁いたします。

区画整理事業については、平成14年11月に事業計画決定後、換地設計を行い、平成20年度から移転補償、工事を進めております。

整備状況は、令和3年度末の面積ベースで、宅地総面積7.82ヘクタールのうち、画地整備済面積5.98ヘクタールで、進捗率約77%、事業費ベースでは、総事業費17.7億円のうち、支出済事業費13.1億円で、進捗率は約74%となっております。

ちなみに、現位置換地となるマツダ病院2棟を整備済みとみなしますと、画地の面積ベースの進捗率は約90%となります。

連立事業の影響については、線路の北側について、連立事業の仮線敷部分が、仮線撤去後でないと整備ができない状況となっております。

また、線路の南側については、現在の軌道敷が区画道路になる箇所があり、その区画道路に接する画地についても利用することができない状況となっております。

このため、連立事業の事業認可スケジュールの見直しに合わせ、昨年、事業施行期間を平成35年度から令和15年度へ変更いたしております。

次に、向洋駅の北口負担については、連立事業により高架橋が完成し、北口駅舎が撤去されるまで町が負担することになります。令和3年度の向洋駅北口改札事業の事業費は、約1,200万円となっております。

区画整理事務所の体制については、本格化する連続立体交差事業との協議・調整や、今後は清算に向けて地権者との交渉が始まりますので、今後も現在の体制を維持し、事業を推進してまいります。

事務所の維持コストについては、光熱水費や修繕料などの物件費が年間約300万円となっております。

次に、清算へ向けた住民説明、周知状況、不公平感の解消策などについて答弁します。

議員御指摘の清算金の説明につきましては、住民説明会のほか、物件移転補償契約時に、清算の時期や金額について個別に説明をいたしております。

なお、清算金につきましては、不公平感を生じさせないように、事業の完了後に一

齊に清算事務を行うことといたしております。

3つ目の御質問、新しいまちづくりの展望について答弁いたします。

J Rとの折衝状況についてですが、町所有の自由通路はございませんが、コンコースやトイレのほか、エレベーター、エスカレーターを含む駅舎について現在J Rが設計を進めております。

駅店舗につきましては、決定事項ではございませんが改札口付近に店舗が設置されることになると思われます。

駅への接続交通については、北口駅前広場につきましては、都市計画道路青崎池尻線との関係もございしますが、つばきバスやタクシーが乗り入れできるように計画をいたしております。また南口駅前広場につきましては、タクシー、駅利用者の送迎等可能なほか、バリアフリー化を含め、歩行者優先の空間となっております。

区画整理審議会の状況、町民・町内会・各種団体の意見の反映についてですが、府中町土地区画整理審議会の委員の構成は、学識経験者2名と権利者8名の合わせて10名で構成されております。権利者につきましては、立候補や選挙により地区内の代表として選出をされております。区画整理審議会は、これまで45回開催し、換地計画や都市計画変更に関することなどについて、審議会の意見を反映しながらこれまで事業を進めてきております。また、区画整理だよりにより、毎年、区域内の住民に区画整理事業の状況などをお伝えしております。

今後も、地域住民の皆様の意見などを踏まえ、区画整理審議会、広島市東部地区連続立体交差事業者等の協議を重ね、連携を図りながら、安心安全で、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 答弁ありがとうございました。事業の進み具合の概略分かるわけございまして、長年ストップしていた事業が動き出したこと、理解するわけでありますけども、2つの事業で見ると連立のほう、高架のほうはこれまでの20年以上で町としては約5億円かけたけど、これからが本格化なので、残りが26億円。今までの5倍以上がかかると。一方で区画整理のほうは、今までの結構進んだのでこの20年以上で131億円使って残りが46億円。ということで両方の一大事業を見て

みると、これからざっと10年間で平均毎年7億円ずつかかるのかな、確保するのかなということ、よく分かって、事業を見ることができると思います。区画整理のほうは先ほども言いましたように、これは町のやっとなるほうはもうピークを過ぎておりまして、提供いただいた資料によると、事業費のピークは平成22年度、15億6,295万円、1年間で15億円使うと。相当使っていると。これがピークであると。区画整理の事務所の職員もその翌年の平成23年度に20人を配備している。これは今の10人のちょうど倍ということで、あ、なるほどな、やっぱり今から10年ちょっと前が区画整理はピークだったんだなと。今、いよいよ最後の仕上げだなというのがよく分かるわけでありまして。

高架化の線路の付け替えのほうはこれが大変といいましょうか、先ほども説明がありましたように、線路を1本北に寄せちゃ南に1本高架を建てて、また次の線路を1本架けちゃ、また南に高架を建てたけど、すごい工事ですよ。素人目にもこんな工事全国でも珍しいじゃないかと思うわけでありまして、鉄ちゃんならずともですね、見ものだと思うわけですけども、これはもちろん見ものというだけではなくて、地元にとっては大変な騒音やあるいは工事車両の行き交いなど、これが今からかかってくるということで、地域の工事中の安全の確保についてはですね、事業者とともに町や県やその他の関係者もですね、万全の体制を取られると、だろうということを信頼して見ておるところであります。

そういう概略の中で、再質問4点ほどさせていただきます。再質問とって準備しておるわけですけども、その4点の第1点はですね、区画整理、最後の仕上げに向かうわけですけども、強制的な手続についてであります。

マツダ病院はもう動かさない。できたもんだと勘定すると。いうともう9割方できたと、面積でいうとですね、着々と進んでいるということではありますけれども、これまでの物件によってはその222戸ですか、そのお金がやはりいろんなケースがあったと。どうしても協力が得られない場合は、いわゆる強制執行とも言われるですね、直接施行が行われるわけでありまして、これまでいかがだったのかと。そして今後場合によってはその可能性があるのか。着々と進んでおるけども、なるべくなら皆さんが納得して移転なり建て替えなりやっただくのがいいわけですが、工事はなかなかそうはいかないだろうと、この強制的な法的な直接施行についてお伺いいたします。

それから第2点の質問は清算であります。移転補償が222戸ですね、お金を払ったりもらったりいろんな移転補償があると思うんですけども、事業が終わるざっと10年後に清算する、換地について清算する。人によっては土地が増えたり減ったりということでお金が戻ってくると払う、払う人のほうがどうもかなり多いようですけども、出てくる。本来は事業が終わって10年後に一斉に清算してチャラにして清算するということですけども、なかにはたまたま町有地に隣接しているがためにそこを買い取って先に清算している。そういうケースもあるとお聞きいたします。おおむね多いのが今まで小さな土地持っとして、減歩になるから、いや、これちょっと狭過ぎるけえ、ちょっと買い足しますよということで減歩緩和というんですか、そういうケースも多いと。そういう人の場合は10年後にやっぱり何十万、何百万、お金を用意しておかなきゃいけないということになるわけであります。先ほどの説明でもありましたように、区画整理事業は去年、終了時期を10年ほど遅らせているわけですから、手続面でいっても清算の時期が10年先になるということでもあります。この土地は今、値が上がる一方ですから、10年待つということは将来払うお金が増えていくということになるわけであります。

人によってはですね、借金を早く返したいのに持っただけでどんどん膨らんでいく感じがするよと、こぼす方もいらっしゃる。もちろんちゃんとそのときに備えてお金を準備しているんですけども、長引けば長引くほど土地はあそこはね、上がる一方だから、一体何百万用意せにゃいけないの。そういうつい泣き言というか、ケースも出てくるわけであります。

そういう人たちは主に減歩緩和ですから、土地が狭いからちょっとやむを得ず買い足して自分とこの家建てたいというケースですから一般の町民の方が多い。

一方で、広い土地を持っておる土地持ち、資産家の方はですね、どんと少々の増減はあっても土地の中にぼんとマンション建てたりして、借金もされておるかもしれませんが、新しいビル経営等に乗出している方もいらっしゃる。

いろんなそういうケースを見るとですね、つい私もちょっとそういう減歩緩和で小さな土地をやりくりしている方、将来借金が增えるんじゃないかと心配している、そういう方に同情してしまうわけですが、そういう不公平感、あるいは将来に備えることに今の法的に補償するのはなかなか難しいともお聞きするわけですが、説明が納得していただくための手だてが必要なのではないかと。これが第2点の清算についての

質問であります。

それから3点目の質問はですね、新しいまちづくりの展望についてであります。

先ほどの答弁でJRとの駅舎の設計を進めているという話でしたけども、もちろん青写真が示されていないわけですが、進めているというのは多分かなり進んでいるんじゃないかと勝手に想像するわけですけども、だったらアウトラインだけでもですね、早く住民に示すべきではないかと。相手がいる、JRがいるからということかもしれませんが、でも何より使うのは住民ですから、早く示すべきではないかという点であります。問題になりそうなトイレ、これはもう全国のJRの駅で問題になっていますね。コンコースに入って運賃払わにゃ使えんトイレばっかしじゃないかと。外にあったトイレがぴしゃっと壁が造られてただじゃ使えんようになってくるというの多いわけですが、そういうこともやはり心配するわけであります。

それから、御答弁によりますと、南北の通路は自由通路ではないと。つまり町の道路ではない、JRの今の跨線橋がそのまま下に下りたいうことになるんかもしれませんが、するとどうやら夜はちょっとシャッターを閉めてしまうんではないかと。せつかく線路を上上げて立体交差にして、南北ツーツーの構造に造っておりながら、何や、あそこ夜閉じよるんかいなというようなことに通せんぼかいのということになりはしないか、そんな不安もあるわけであります。もちろん高架下、どれだけ高架下のところが使えるか分からないわけでありますけれども、駐輪場とか駐車場とか。どのぐらい自転車置けるのか、あふれたら大ごとよ。今だって置き場所に困るとるんよ。これはどうなるんやというところであります。私は個人的にはトイレと駐輪場というのが全国の駅でやっぱり二大テーマだと思って、ここはJRが、JR批判になるんですけども、公共性をいかに自覚するかによってトイレと駐輪場をどうJRと地元が負担し合うかということになってくるかと思うんですが、ここらも新しいまちづくりの大きなテーマだろうと思います。ある程度できてしもうてから、いや、これで決まりましたよって住民に示したんでは、それは不満は噴出しかねないわけであります。

土地区画整理審議会がこれまで45回開かれて、意見を反映しながら事業を進めているということですけども、ここ4年間は開かれてないわけですよ。審議会は換地とかあるいは建て替えのためにその住民の意見をいろいろ希望聞いたりすると。そういうところには大切な場であるわけですが、ここまで事業が進むとそういう話はもう出てこなくなる。むしろ新しい町、さっき言ったようなどんな駅にするのか、どんな周

辺にするのか、そこに対する住民の声を聞く、そういう場が必要なんではないでしょうか。土地区画整理審議会ですることができるのか、むしろもっといい委員会がいいんじゃないかみたいな気もするわけですが、住民の声のすくい上げです、土地区画整理組合の次の段階が、そういうのが設けるのが必要ではないかと思うわけであります。

4番目の再質問は、今の話と関連するわけですが、JRとの折衝です。これはなかなか大きなテーマ。民営化された旧国鉄が、今度は営業活動に頑張っていると、企業努力として評価されるという面もあるわけでありましてけれども、悪く言えばもうけ主義に走って公共的な役割を怠っていると。さっきのトイレと駐輪場じゃないですが、そういう批判が全国で目につくわけでありまして。

JRとの交渉には結構エネルギーが要るんじゃないかと思うわけでありまして、ここらも含めてですね、今後どう対応していくのでありましょうか。いや無理やね、あれもう巨大組織でもう全国でもうどこもトイレ造らんことになつとるんよと、いや、でもそうでもない、交渉によってはそうでもないところもあるわけでありまして。

我が府中町の区画整理課はですね、優秀なスタッフがそろっておりまして、3月の予算審議会のときも話がありましたが、JRとの交渉で例の北口を負担している委託費、正確には業務委託料か、これをJRとの交渉で100万円値切ること成功しておるわけですね。これは僕はあっぱれだと思わすわけですが、全国でもなかなか例がないと思いますよ。あのJRを相手に今まで10年間年間1,200万払いよつたのを100万円値切って、今度は1,100万に下げて、にしんさい、はい、分かりました。これは根拠として駅の利用者をきちっと調べて、波があるじゃないかと。そういうことを区画整理課が調査してJRとの交渉なんかについて、突きつけてJRもううん、しょうがないねいうことで100万円の節減に成功したわけでありまして。そういういい例があるわけでありましてよね。JRは何なら今まで吹っかけとったんかいのということにもなるわけで、ちょっと悪口になるわけですが、なかなか民交渉みたいなどころも出てきているわけで、ここらですね、やはりいろいろ頑張れるところもあるんじゃないかと思うわけでありまして。JRとの交渉、ちょっと古い話なんですけど、これも府中町史に載っているんですけども、1975年に新幹線が広島、博多まで延びてきたとき、カープが初優勝したときですが、府中町の新幹線は確かに土橋からあの船越峠までの間一本脚なんですよ、高架がね。両サイドに都市計画道路の1車線ずつが何本か走っておる。こういういいというか、便利な道路と高架

の場所っていうのはないんですね。広島市側の山に行くともう新幹線の脚は2本脚ですし、両サイドには道路なんて、細いのしかない。何で府中はこんなに便利になっているのか。これ町史に自慢話が載っとるんですね。

府中町は素早い対応を見せて、それとともに議会、住民も一体となって政府、国鉄当局、新幹線工事局などに対して精力的な粘り強い交渉と運動を展開して前進的な成果を上げたことは住民自治、あるいは住民運動の勝利として高く評価できるもの、視察が相次ぎ、全国的にも注目されたものであると、6ページにわたるですね、この経緯を我らが府中町史にはですね、記してあるわけであります。もちろん当時は国鉄だったわけですが、町の当局と議会、住民が一体となって運動した様子が述べられております。

だからいささかちょっと蛇足になりますけども、JRとの交渉というの結構今から詰めてなってくると大変だろうと思うわけですが、我らが議会もですね、一体となってあるいは住民もですね、力を尽くして何とか住民本位の駅づくりにすべきであろうというわけであります。

ちょっといささか古い話を出して申し訳なかったんですが、再質問としては以上の4点、法的手続の在り方、清算の説明、そして住民の声の反映、JRの交渉、これについてさらにお尋ねするところです。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 区画整理課長です。6番田中議員の2回目の質問について答弁いたします。

まず、直接施行についてですが、事業の円滑な推進を図るため、これまでも多くの地権者と協議を重ねてまいりましたが、協議が調わず、平成29年度に1件直接施行を行っています。残り少なくなってきましたが、今後も事業を着実に進めるためにも、必要となれば直接施行を行う可能性はございます。しかしながら、より事業を円滑に進めるためにも、直接施行とならないよう、しっかりと協議し、協力を求めてまいりたいと思っております。

次に、清算金についてですが、全体件数につきましては、換地処分後の約330筆全てが対象となります。ただし、数百円単位からも清算金が発生しますが、金額が大きくなる清算金の対象面積が1平方メートル以上の点数となりますと、清算金を徴収

する筆が約60件、清算金を交付する筆が約10件となっております。また、土地の価格は変動いたしますので、議員御指摘のとおり、以前隣接する町有地を購入された方、それと減歩緩和によって清算金を事業完了後に払う方、この土地の単価につきましては、評価が違ってまいりますので、同じ単価にすることはできません。しかし、清算金については先ほど部長からも説明がございましたが、不公平感を生じさせないように、事業完了後に一斉に清算事務を行うこととしております。また、清算金の説明についてですが、権利者の代が替わった場合に区画整理事業の仕組みや清算金のことを知らない方も出てくる可能性がございますので、今後区画整理だよりやホームページで情報提供し、必要であれば直接説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの展望の件ですけれども、駅舎の設計につきましては、現在JRが設計を進めていますが、JRの施設ですので、仕様についてはJRが決めております。なお、エレベーターやエスカレーターの設置については相談がございまして、協議を行い、設置することになっております。

また、高架下の利用につきましてもお話がございましたが、広島県やJRとの協議によって、府中町が借りて公園、緑地、行政施設、駐車場、駐輪場を設置する整理となっております。しかし、具体的な利用については今後広島市東部地区連続立体事業推進協議会というのがございまして、そちらで協議することになっております。協議する時期について、広島県に確認しておりますが、3年から5年後を考えているとのことでした。昨年度から実施しております町内会との地域懇談会でも様々な御意見、御要望をいただいておりますので、今後も社会情勢の変化を踏まえ、地元住民の声も丁寧に聞き取りながら、高架下の具体的な利用について協議を進めていきたいと考えております。

最後に、JRとの折衝についてです。

駅のトイレについては、JRに確認していますが、管理上の観点から改札の内側に設置する設計となっております。改札の外側には設置する設計とはなっていません。JR側で改札の外側にトイレを設置する事例もまれにありますが、大きなターミナル駅など、駅施設の利用状況により特例的に整備しているとのことでした。また、改札の内側外側が関係のないような田舎の無人駅や古い駅にも外側がございます。なお、町では向洋駅南口に隣接する都市計画公園、青崎南公園に地域の憩いの場として重要な役割を持っていることを踏まえてトイレの整備も踏まえて検討してまいりたいと考

えております。青崎南公園にトイレができますと、J Rの営業時間内であれば駅の北口側からでもJ R所有のコンコースを通して利用できます。

また、駐輪場につきましては、先ほども申し上げましたが、高架下に設置する整理となっております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。いろんな御苦勞なさっていることよく分かります。直接施行ですか、強制的な用地の工事についても実際に今まで1件あって、これからもひょっとしたら考えられるかもしれない。なかなか難しいところですけども、法的な手続にのっとってなるべく話合いで努力して解決するにこしたことはないわけで、その辺はもう本当に現場の当局の皆さんに頭下げて頑張っただけという以外ないわけでありまして。

それから、清算が遅れることについて、これはやはりなかなか僕も住民に同情する。これを救済する、遅れることによって土地が値上がりすることの救済策がないということですが、これは本当に同情するべき点であります。住民にとってはこんなに10年20年遅れるなんてこと想定できなかったわけでありまして、府中町も県や市の都合で遅れたわけで、その意味じゃ町の責任じゃないとも言えるわけですけども、納得できるような説明、やはりこれは現場は町が担わなければいけない。この辺も本当に御苦勞重ねるところですが、住民との周知や説明は特に代替わりしている人なんかがあればですね、丁寧にやっていただきたいと思うわけでありまして。

それから、J Rとの交渉、これ難題だと思います。今の話だと徐々に駅の設計が進んでいることが分かるわけですけども、トイレはコンコースの中にしか造らんと。夜、あ、漏れそうとかいってから、行ってああないんかいって、うわあっという人が出てくるかもしれんわけですが、南の公園まで行きんさいという話になるわけですけども、それでいいのかどうか。そこらもまだ決定しているわけではないんでしょうから、さらなる折衝が求められるのではないかと思います。

J Rの悪口というか、八つ当たりして申し訳ないんですけども、今回の連続立体交差事業915億のうち、J Rの負担金は僅か5%なんですね。900億円、1,000億円かけて線路を高架して、J Rのために踏切をなくして便利にして。そ

の大半のお金は国費、県費、町費、公金なわけですね。我々の税金でJRが妨害なく走れるような高架を造ったと。自分とこは5%しか、言うちゃ悪いけども負担してなくて、でもわしのもんじゃけえ、使い道はわしが決めるよと。地元の声ももちろん聞いてもらうんですけども、そこにはどうも住民感情としてはこのJR商法、あるいは国鉄の民営化というものにですね、納得いかない、そういう面もあるわけでありまして。

その中でやはり公の立場であり、住民代表の住民、公金から95%のお金出とるんよと、そういうことを背景にですね、やはり新しい町づくり考えましようやと、言っていかにゃいけんところがこれからの大きな課題だろうと思うわけでありまして。

そこで3回目の質問、最後に終わるに当たってですね、これはちょっと齋藤副町長にぜひ一言お願いしたいわけでありましてけれども、この一大事業はやはり住民のいろんな意見を吸い上げなきゃいけない。しかも役場挙げての仕事である。区画整理課だけではなくて、そのほかの各部署もですね、ぜひ協力して新しいまちづくりをですね、する必要があります。そうすると部局間の調整役を担う副町長にもですね、そこはきちっとやっていこうじゃないか、新しいまちづくり、みんなで頑張って役場の総力挙げてやろうぜというところをぜひつないでやっていただきたいわけでありまして。

もう1点副町長にも期待するのは、これはなかなか難しいんですが、やっぱりJRとの交渉であります。県庁にいらしたキャリアをお持ちで、県庁時代にもJRとの折衝をするお仕事もあったやにもお聞きするわけでありましてけれども、我々が今は町の代表としてですね、そういう対外折衝にもぜひアイデアと力を発揮していただきたい。そういう意味でこれから最後の仕上げに関わるこの事業にですね、やはり副町長としても力を尽くして役場をまとめる、住民の声をちゃんと反映させると。で、JRとも話を進めるよと、そういう姿勢をですね、示していただいて、もう何よりもこの公共空間であると、JRのもうけの手段だけじゃないよと、そういう立場でですね、これからの新しい向洋駅周辺のですね、まちづくりにですね、頑張っていたいただきたいと思います。もちろん議会もできることがあればやりますし、住民組織もですね、当然だろうと思うわけでありまして。

最後の質問はそういうところの姿勢と、今後の決意、そういうものを示していただいてですね、いただきたいと思うわけでありまして。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 副町長です。田中議員の3回目の質問に対して答弁をいたします。

この連立事業と区画整理事業、これを町を挙げて取り組みということでございますけれども、これ先ほど部長答弁いたしましたとおり、向洋駅を中心に府中町がですね、南の玄関口として駅周辺、市街地のにぎわいと活性化、これを期待される、本町にとっても特に重要な事業だというふうに認識をしております。

ただ、事業者任せにするのではなくですね、当然これまでもやってまいりましたけれども、町民の住民の意見、あるいは要望をですね、伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。JRの話も出ましたけれども、なかなか交渉難しいということもございますが、先ほど出ましたけど北口の負担の問題とかですね、そういうふうなちょっと利益を上げたっていうようなところもございますけれども、区画整理課だけに任せるのではなくてですね、町を挙げてやっていきたいというふうに思っております。この事業の完了もですね、先ほど御答弁ありましたけれども、令和15年をめどにしておりますけれども、事業がですね、滞りなく進みまして、町の発展に生かされるよう、広島県あるいは広島市、先ほど申し上げたJR、こういったものとの関係も連携を図りましてですね、町民の皆さんの意見を伺い、そして住んでよかった、住み続けたいと、こう思えるようなですね、まちづくりを鋭意取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、向洋駅周辺土地区画整理事業と広島市東部地区連続立体交差事業について、6番田中議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問、全部を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第3、議員提出第6号議案、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

3番西山議員。

○3番（西山 優議員） 3番西山です。

私の提出しました安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提案者の説明ですが、意見書を読み上げることによって行いたいと思っております。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。そこには、医師、看護師、介護職員、保健師が他の先進諸国と比べて圧倒的に少ないという問題がある。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善は待ったなしである。

また、毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などが求められている。

安全・安心の医療・介護の実現のために次の対応に取り組むよう求める。

1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、看護師、介護士、保育士などケア労働者の大幅賃上げを支援すること。

2、医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善するため、以下の事項に取り組むこと。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組み）、夜勤回数の制限などを実施し、その実効性を確保するための財政的支援。

②夜勤交替制労働者の労働時間の短縮。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。

4、患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

御審議の上、本案に可決をいただきましたら、各大臣へ提出したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 16 名で採決に加わる者 15 名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 12月定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会は、去る9日から本日まで5日間でありましたが、13件の議題について皆様の熱心な御審議をいただき、全てお認めいただきました。お礼を申し上げます。お認めいただきました施策につきましては、着実に実施してまいりたいというふうに思います。

また、15件の一般質問では、いただいた御意見を念頭に町行政の執行に当たりたいというふうに思います。加えて、施策内容の改善や新たな施策の提言もいただきました。御意見をよく検討をして、町全体の施策、財政状況を踏まえる中で町として努力をしてまいりたいというふうに思います。

さて、10月から新型コロナウイルスの第8波が全国的には微増微減を繰り返して横ばいの状況ということでございますけれども、府中町では連日50人を超える新規

感染者が確認された。そういうふうに書きますと、昨日は41名だったんですけど。憂慮しているところでございます。これからの年末年始に当たりまして、町民の皆様には感染防止を念頭に行動するようお願いをいたしたいというふうに思います。

今年もあと一月足らずとなりました。まだまだ年内の仕事もたくさんあるわけですが、議員の皆様とはこうしてお会いできる機会もありませんので、皆様方におかれましては、お元気で新しい年をお迎えいただきますよう祈念をいたしまして、定例会閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和4年第5回府中町議会定例会を閉会いたします。

皆様御苦労さまでした。

（閉会 午後 2時11分）